

運 営 規 程

医療法人社団 松嶺会

介護老人保健施設 聖寿園

介護老人保健施設 聖寿園 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団松嶺会が開設する介護老人保健施設（以下「聖寿園」という。）において行う施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、聖寿園の従業者が要介護者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 聖寿園は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 聖寿園は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。
- 3 聖寿園は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療機関又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
- 1 名 称 介護老人保健施設 聖寿園
 - 2 所在地 群馬県太田市熊野町38-81

（入所定員）

- 第4条 聖寿園の入所者の定員は次の通りとする。
- （1）一般病棟 50名
 - （2）認知症対応棟 50名

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第5条 聖寿園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。
- （1）管理者 1名
管理者は、聖寿園の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
 - （2）医師 1人以上
医師は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努めるとともに、その病状に照らして、妥当適切な検査、投薬、注射、処置、指導等を行うものとする。
 - （3）薬剤師 0.33人以上
薬剤師は、医師の処方に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
 - （4）看護・介護職員 34人以上

看護・介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもってその自立の支援と日常生活の充実に資するよう、看護及び医学的な管理の下における介護を行うものとする。

(5) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(6) 理学療法士又は作業療法士等 1人以上

理学療法士・作業療法士等は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、その心身の諸機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学・作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し栄養ケア計画を作成し、適切な栄養状態の管理、食事相談、食事の提供を行うものとする。

栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な栄養状態の管理、食事相談、食事の提供を行うものとする。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、施設サービス計画を作成するとともに、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じその変更を行うものとする。

(9) 調理員、事務員、その他の従業者

管理者が必要と認めた員数を配置する。

(入所・退所)

第6条 入所申込者の施設への入所は、聖寿園利用約款及び重要事項説明書により入所者又は家族等に対し、内容の説明を行い施設との契約に同意を得るものとする。

2 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

3 施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証及び負担限度額認定証によって記載内容を確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

4 当該入所者の要介護認定の有効期間満了の30日前には、更新の申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

5 聖寿園は、入所者の心身の状況、病状及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。

6 前項の検討に当たっては、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員、理学・作業療法士等の従業者間で協議し、退所に際しては当該利用者又はその家族等に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や退所後の主治医及びその他、保健医療福祉サービス事業者等との速やかな連携を図るものとする。

(契約の解除)

第7条 管理者は、入所者に次の事由が生じた場合は、入所者又は家族等に対しその事由を付して、契約の解除を通告するものとする。

- (1) 入所者が施設の目的及び運営方針に著しく反する場合
- (2) 入所者が負担すべき費用を利用月の翌月末日（日曜日及び予め聖寿園が指定する休みに当たった場合は、その前日）迄に支払いが無かった場合は、支払期限の翌月15日を限りに契約を解除する。
- (3) 更新・変更申請において要支援又は自立と認定された場合は、要介護認定期間の満了をもって契約を解除する。

(介護老人保健施設サービスの内容)

第8条 聖寿園入所者に対する施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 診療
- (2) 施設サービス計画の作成
- (3) 機能訓練
- (4) 看護及び医学的な管理の下における介護
- (5) 食事の提供
- (6) 口腔衛生の管理
- (7) 相談及び援助
- (8) レクリエーション
- (9) 退所に向けた総合的支援
- (10) その他利用者に対する便宜の提供

(看護及び医学的管理の下における介護)

第9条 看護及び医学的管理の下における介護について次の通り行うものとする。

- (1) 週2回以上の入浴又は清拭
- (2) 排泄の自立についての必要な援助
- (3) おむつ使用者に対する適切な援助
- (4) 離床、着替え、整容その他日常生活上の適切な介護

(褥瘡の発生防止)

第10条 聖寿園は施設サービスの提供にあたり、褥瘡が発生しないよう次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 褥瘡の発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防の為の計画を作成する
- (2) 看護師等を褥瘡予防担当者とする
- (3) 委員会を設置し、褥瘡対策の為の指針を整備する
- (4) 従業者に対し褥瘡対策に関する教育を行うものとする

(食事の提供)

第11条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するものとする。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に考慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努めるものとする。

- 3 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により提供するものとする。
- 4 栄養ケア計画の作成や計画の変更等については、利用者・家族等への説明及び同意を得るものとする。

(口腔衛生の管理)

第12条 聖寿園は入所者に対する口腔衛生の管理として、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を、年2回以上行うものとする
- (2) (1)の助言に基づき、口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、定期的に計画の見直しを行うものとする

(記録の整備)

第13条 施設サービスの提供にあたっては、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年経過後の年度末を持って、焼却処分するものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第6条5項に規定する検討記録
- (3) 具体的なサービス内容の記録
- (4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の理由、及び拘束時間並びに心身の状況の記録
- (5) 苦情受付に関する記録
- (6) 事故に関する記録

(利用料及びその他の費用の額)

第14条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるものの他、次に掲げるサービスの費用は、入所者から費用の支払いを受け実施する。

- (1) 食費（食材料費と調理費相当額） 日額 1,950円
※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額
- (2) 居住費 多床室（光熱水費相当額） 日額 560円
従来型個室（室料と光熱水費相当額） 日額 1,760円
※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額
※介護保険の外泊時費用算定期間中は、住居費・特別な室料も徴収する。
※感染症や治療上の必要など施設側の事情により30日以内の期間で個室への入所が必要であったり、著しい精神症状等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外の対応が不可能な者が従来型個室を利用する場合は、多床室での介護報酬を適用する。
- (3) 入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴う費用
一般棟における個室 日額 1,000円（税別）
2人室 日額 600円（税別）
- (4) 入所者又は家族の依頼により、入所者が使用した衣類等を施設で洗濯した場合の洗

- | | | |
|----|----|-----------|
| 濯代 | 1回 | 750円（非課税） |
|----|----|-----------|
- (5) 出張理美容サービス（業者により異なる） 実費
- (6) 教養娯楽費 利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費は実費徴収とする。
- (7) 入所者が希望し、持ち込む電化製品の電気代 日額 50円（税別）
- (8) 入所者が選定する特別な食事の提供を行った場合は実費徴収とする。
- (9) 健康管理費 インフルエンザ予防接種費用
- | | |
|-------------------|------------|
| (10) 身体障害者申請用診断書料 | 6,000円（税別） |
| 健康診断書料 | 4,000円（税別） |
| 死亡診断書料 | 6,000円（税別） |
- *健康診断にかかる費用は検査内容により別途実費徴収とする。
- (11) 入所者又は家族の依頼により提供する日用品費 日額 300円（非課税）
- (12) 入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料 1枚 500円（税別）
- (13) 入所者又は家族の依頼により、施設から郵送する郵便物等の配送料 実費
- (14) 入所者又は家族の依頼により提供する X線フィルム等の CD-R コピー代
1枚 1,000円（税別）
- (15) 家族等の依頼により行う死後処置料 30,000円（税別）
- 3 第1項並びに第2項の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め入所者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

（利用料金の変更）

- 第15条 介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができ、予め契約者及び身元保証人に説明同意を得るものとする。
- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約は解除するものとする。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により、第14条2項（3）に定める利用料については別途相談に応じるものとする。

（入所中の他医療機関の受診）

- 第16条 聖寿園の医師は、入所者の病状から見て、聖寿園において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、併設病院（富士ヶ丘病院）その他適当な病院若しくは診療所への入院の為の措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
- 2 聖寿園の医師は、入所者の為に往診を求め又は通院をさせる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師との間で、診療情報を相互に提供し適切な診療を行うものとする。

（非常災害対策）

- 第17条 聖寿園は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、非常災害に備え毎年2回の避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 3 管理者は、防火管理者を選任し、防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 4 災害が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- 5 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(施設サービスの質の評価)

第18条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第19条 管理者は、施設サービスに関する入所者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付担当者を置き、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査すると共に、対応の結果について苦情の申し出者に報告するものとする。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第20条 聖寿園は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、厳格な取扱いに努める。

- 2 聖寿園の従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族及び他の従業者の個人情報を第三者に洩らしてはならない。このことについては、聖寿園を退職した後も同様とする。
- 3 入所者が、保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう、関係機関との情報提供を行う場合は予め同意を得るものとする。

(衛生管理)

第21条 管理者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 管理者は、感染症又は食中毒の発生及び蔓延の防止に努めるために看護師等による委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のために指針を整備する。
- 4 マニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。
- 5 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 6 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生し

た場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討する。
- 3 管理者は、担当者を設置し、事故発生防止の為に委員会及び研修を行うものとする。
- 4 管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(身体拘束の禁止)

第23条 聖寿園は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者又は家族等の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第24条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
- 3 管理者は、従業者又は擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 4 管理者は、虐待の防止等のために、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(介護保険等関連情報の活用)

第25条 聖寿園は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(地域との連携)

第26条 管理者は、その運営にあたっては地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力

を行い、地域との交流に努めるものとする。

(施設利用にあたり入所者等が留意すべき事項)

第27条 入所者が、外出又は外泊しようとするときは、その都度行き先、用件、施設への帰着予定日時を管理者に届け出て、許可を得るものとする。

- 2 外出・外泊中に健康状態が悪化した場合には、必ず聖寿園に連絡し医師の指示を受けるものとする。
- 3 入所者への面会に際しては、面会簿に所定の事項を記録するものとする。
- 4 入所中の喫煙及び飲酒は禁止するものとする。
- 5 ライター、刃物類、はさみ等の持ち込みは禁止するものとする。
- 6 聖寿園で行う非常災害対策において、可能な限り協力するものとする。

(職員の質の確保)

第28条 聖寿園は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 聖寿園は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第29条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 管理者が不在時で急を要する事態が発生した場合は、事務長又は看護師長が管理業務を臨時的に代行する。
- (3) 各部署は別添の組織図により構成される。

(その他運営に関する重要事項)

第30条 聖寿園は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

- 2 聖寿園は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団松嶺会と聖寿園の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成12年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成16年9月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成16年12月6日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成17年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成17年10月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成18年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成18年10月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成19年7月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成19年10月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成21年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成24年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成24年11月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成25年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成25年9月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成27年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成28年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成29年2月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成29年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成30年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成30年8月1日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は2019年4月1日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は2019年10月1日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は2021年4月1日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は2022年10月1日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は2024年4月1日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は2024年8月1日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は2025年8月1日より施行する。

第14条 別紙

介護老人保健施設聖寿園の利用料金表

◎介護保険給付サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額に応じた額）をお支払いいただく。

※下記基本料金は、別に厚生労働大臣が定める施設基準（「在宅復帰・在宅療養支援等指標」、「退所時指導等」「リハビリテーションマネジメント」「地域貢献活動」「充実したリハビリテーション」の5項目）を原則とし、算定要件を満たした場合は1「基本型」、要件を満たさない場合は2「その他型」とする。また、月ごとに変更となる場合がある。

1. 基本料金（基本型）

1-1 自己負担額1割

〔個室〕（介護保健施設サービス費（Ⅰ）-（ⅰ））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,170円	7,630円	8,280円	8,830円	9,320円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,453円	6,867円	7,452円	7,947円	8,388円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	717円	763円	828円	883円	932円

〔4人室・2人室〕（介護保健施設サービス費（Ⅰ）-（ⅲ））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,930円	8,430円	9,080円	9,610円	10,120円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	7,137円	7,587円	8,172円	8,649円	9,108円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	793円	843円	908円	961円	1,012円

1-2 自己負担額2割

〔個室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,170円	7,630円	8,280円	8,830円	9,320円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	5,736円	6,104円	6,624円	7,064円	7,456円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,434円	1,526円	1,656円	1,766円	1,864円

〔4人室・2人室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,930円	8,430円	9,080円	9,610円	10,120円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6,344円	6,744円	7,264円	7,688円	8,096円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,586円	1,686円	1,816円	1,922円	2,024円

1－3 自己負担額3割

〔個 室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,170円	7,630円	8,280円	8,830円	9,320円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,019円	5,341円	5,796円	6,181円	6,524円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2,151円	2,289円	2,484円	2,649円	2,796円

〔4 人 室・2 人 室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,930円	8,430円	9,080円	9,610円	10,120円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,551円	5,901円	6,356円	6,727円	7,084円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2,379円	2,529円	2,724円	2,883円	3,036円

2. 基本料金（その他型）

2－1 自己負担額1割

〔個 室〕（介護保健施設サービス費（IV）－（i））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,030円	7,480円	8,120円	8,650円	9,130円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,327円	6,732円	7,308円	7,785円	8,217円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 1割	703円	748円	812円	865円	913円

〔4 人 室・2 人 室〕（介護保健施設サービス費（IV）－（ii））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,770円	8,260円	8,890円	9,410円	9,910円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,993円	7,434円	8,001円	8,469円	8,919円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 1割	777円	826円	889円	941円	991円

2－2 自己負担額2割

〔個 室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,030円	7,480円	8,120円	8,650円	9,130円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	5,624円	5,984円	6,496円	6,920円	7,304円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 2割	1,406円	1,496円	1,624円	1,730円	1,826円

〔4 人 室・2 人 室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7, 7 7 0 円	8, 2 6 0 円	8, 8 9 0 円	9, 4 1 0 円	9, 9 1 0 円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6, 2 1 6 円	6, 6 0 8 円	7, 1 1 2 円	7, 5 2 8 円	7, 9 2 8 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 2割	1, 5 5 4 円	1, 6 5 2 円	1, 7 7 8 円	1, 8 8 2 円	1, 9 8 2 円

2－3 自己負担額3割

〔個 室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7, 0 3 0 円	7, 4 8 0 円	8, 1 2 0 円	8, 6 5 0 円	9, 1 3 0 円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	4, 9 2 1 円	5, 2 3 6 円	5, 6 8 4 円	6, 0 5 5 円	6, 3 9 1 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2, 1 0 9 円	2, 2 4 4 円	2, 4 3 6 円	2, 5 9 5 円	2, 7 3 9 円

〔4 人 室・2 人 室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7, 7 7 0 円	8, 2 6 0 円	8, 8 9 0 円	9, 4 1 0 円	9, 9 1 0 円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5, 4 3 9 円	5, 7 8 2 円	6, 2 2 3 円	6, 5 8 7 円	6, 9 3 7 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2, 3 3 1 円	2, 4 7 8 円	2, 6 6 7 円	2, 8 2 3 円	2, 9 7 3 円

３．加算・減算（以下の加算項目に該当した場合は、上記１．基本料金に加算・減算することとする。）

〔加算〕

＊１割負担の場合

加算名称	単位	利用料金	自己負担額１割
①初期加算Ⅰ（入所後３０日間）	円／日	６００円	６０円
初期加算Ⅱ（入所後３０日間）	円／日	３００円	３０円
②試行的退所時指導加算	円／回	４，０００円	４００円
③退所時情報提供加算Ⅰ	円／回	５，０００円	５００円
退所時情報提供加算Ⅱ	円／回	２，５００円	２５０円
④入退所前連携加算Ⅰ	円／回	６，０００円	６００円
入退所前連携加算Ⅱ	円／回	４，０００円	４００円
⑤協力医療機関連携加算（R6年度中）	円／月	１０００円／５０円	１００円／５円
協力医療機関連携加算（R7年度～）	円／月	５００円／５０円	５０円／５円
⑥再入所時栄養連携加算	円／回	２，０００円	２００円
⑦訪問看護指示加算	円／回	３，０００円	３００円
⑧栄養マネジメント強化加算	円／日	１１０円	１１円
⑨療養食加算	円／回	６０円	６円
⑩経口移行加算	円／日	２８０円	２８円
⑪経口維持加算Ⅰ	円／月	４，０００円	４００円
経口維持加算Ⅱ	円／月	１，０００円	１００円
⑫退所時栄養情報連携加算	円／月	７００円	７０円
⑬口腔衛生管理加算Ⅰ	円／月	９００円	９０円
口腔衛生管理加算Ⅱ	円／月	１，１００円	１１０円
⑭在宅復帰支援機能加算	円／日	１００円	１０円
⑮緊急時治療管理	円／日	５，１８０円	５１８円
⑯特定診療費		医療行為算定額	医療行為算定額の１０％
⑰所定疾患施設療養費Ⅰ	円／日	２，３９０円	２３９円
所定疾患施設療養費Ⅱ	円／日	４，８００円	４８０円
⑱かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	円／回	１，４００円	１４０円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	円／回	７００円	７０円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	円／回	２，４００円	２４０円
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	円／回	１，０００円	１００円
⑲夜勤職員配置加算	円／日	２４０円	２４円
⑳認知症ケア加算	円／日	７６０円	７６円
㉑短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	円／日	２，５８０円	２５８円
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	円／日	２，０００円	２００円
㉒認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	円／日	２，４００円	２４０円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	円／日	１，２００円	１２０円
㉓若年性認知症入所者受入加算	円／日	１，２００円	１２０円
㉔在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	円／日	５１０円	５１円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	円／日	５１０円	５１円

㉕入所前後訪問指導加算Ⅰ	円／回	4,500円	450円
入所前後訪問指導加算Ⅱ	円／回	4,800円	480円
㉖認知症専門ケア加算Ⅰ	円／日	30円	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	円／日	40円	4円
㉗認知症チームケア推進加算Ⅰ	円／月	1500円	150円
認知症チームケア推進加算Ⅱ		1200円	120円
㉘認知症行動・心理症状緊急対応加算	円／日	2,000円	200円
㉙リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	円／月	530円	53円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	円／月	330円	33円
㊳高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	円／月	100円	10円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	円／月	50円	5円
㊴新興感染症等施設療養費	円／日	2400円	240円
㊵生産性向上推進体制加算Ⅰ	円／月	1000円	100円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	円／月	100円	10円
㊶褥瘡マネジメント加算Ⅰ	円／月	30円	3円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	円／月	130円	13円
㊷排せつ支援加算Ⅰ	円／月	100円	10円
排せつ支援加算Ⅱ	円／月	150円	15円
排せつ支援加算Ⅲ	円／月	200円	20円
㊸自立支援促進加算	円／月	3000円	300円
㊹科学的介護推進体制加算Ⅰ	円／月	400円	40円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	円／月	600円	60円
㊺安全対策体制加算	円／初日	200円	20円
㊻ターミナルケア加算 (死亡日以前31日以上45日以下)	円／日	720円	72円
(死亡日以前4日以上30日以下)	円／日	1,600円	160円
(死亡日の前日及び前々日)	円／日	9,100円	910円
(死亡日)	円／日	19,000円	1,900円
㊼サービス提供体制強化加算Ⅰ	円／日	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	円／日	180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	円／日	60円	6円
㊽介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総合計額に7.1%を乗じた額(4)		(4)の金額

※ご契約者が外泊された場合、また、外泊時に当施設が提供する居宅サービスを利用した場合、月6日を限度にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記のとおりです。

加算名称	単位	利用料金	自己負担額1割	自己負担額2割
外泊時費用	円／日	3,620円	362円	724円
居宅サービス利用費用	円／日	8,000円	800円	1,600円

〔減算〕

減算名称	単位	利用料金	自己負担額1割
①安全管理体制未実施減算	円／日	50円	5円
②栄養管理未実施減算	円／日	140円	14円

③ 身体拘束廃止未実施減算	%／日	所定単位数の10%
④ 高齢者虐待防止措置未実施減算	%／日	所定単位数の1%
⑤ 業務継続計画未策定減算	%／日	所定単位数の3%

＊自己負担割合が2割、3割の場合、自己負担金額は1割負担の場合の2倍、3倍となる。

＊上記基本料金と各種加算（該当するもの）の自己負担割合に応じた負担合計金額に、地域区分（太田市「7級地」）の1.4%を乗じた金額を加算した額が1日当たりの個人負担金。

各種加算・減算について

＊個人負担額の表に、各種加算（該当するもの）の合計金額が1日の個人負担金です。

＊各種加算①は、初期加算Ⅰ

急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院30日以内に退院し、入所した入所者について、空床情報を地域医療情報連携ネットワーク等を通じて地域の医療機関と定期的に情報共有を行っている、又は、空床情報を施設ウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っている場合は、入所日から起算して30日以内の期間に加算。

初期加算Ⅱ

初期加算Ⅰを算定していない場合に、入所日から起算して30日以内の期間に加算。

＊各種加算②は、退所が見込まれる入所期間が1ヶ月を超える方をその居宅において試行的に退所させる場合において、試行的な退所時に、本人・家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に3ヶ月の間、月1回を限度として加算。

＊各種加算③は、退所時情報提供加算（Ⅰ）

入所者が退所し、その居宅で療養を継続する場合に、退所後の主治医に対して利用者の同意を得た上で、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。退所後に社会福祉施設等に入所する場合は、社会福祉施設等に対して診療状況、心身の状況、生活歴等の、利用者の処遇に必要な情報を提供した場合。

退所時情報提供加算（Ⅱ）

入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、医療機関に対して入所者の同意を得て入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、紹介を行った場合。

＊各種加算④は、入退所前連携加算（Ⅰ）

入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めた場合。

入退所前連携加算（Ⅱ）

入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、入所者の退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて入所者に係る前記サービスに必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の前記サービス利用に関する調整を行った場合。

＊各種加算⑤は、協力医療機関（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条第1項本文に規定する協力医療機関）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合で、協力医療機関が、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項第1号から第3号までに規定する要件を満たしている場合は50単位、満たしていない場合は5単位。

＊各種加算⑥は、入所者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、当施設に再入所する際、特別食を必要とする状態で必要となる栄養管理が、入院前に必要としていた栄養管理と大きく異なるため、管理栄養士が病院又は診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合。

＊各種加算⑦は、入所者の退所時に、当施設医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスに限る）、又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスに限る）の利用が必要であると認め、前記サービス事業所に対して、本人の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合。

＊各種加算⑧は、1 管理栄養士を常勤換算法で必要数以上配置している。

2 低栄養状態にある方又は低栄養状態のおそれのある方に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、本人の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施している。

3 上記以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応している。

4 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

1、2、3、4を満たした場合。

*各種加算⑨は、医師の指示により発行される食事箋で、糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・肝臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食該当者。1日につき3回を限度とする。

*各種加算⑩は、経管により食事を摂取している入所者毎に経口移行計画を作成し栄養管理及び、言語聴覚士等が支援を行った場合、計画作成日から、180日以内の期間に限り加算。但し、医師の指示により継続して経口摂取を進める為の栄養管理が必要とされた場合は、引き続き加算。

*各種加算⑪は、経口維持加算（Ⅰ）

現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。

経口維持加算（Ⅱ）

当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて、1月につき算定。

*各種加算⑫は、特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際に、居宅に退所する場合は主治医の属する病院等及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は介護保険施設（以下、医療機関等）に入院又は入所する場合は医療機関等に対して、入所者の同意を得て、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合であって、栄養マネジメント強化加算を算定していない場足。

*各種加算⑬は、口腔管理加算（Ⅰ）

1 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている。

2 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生の管理を月二回以上行う。

3 歯科衛生士が入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う。

4 歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。

1、2、3、4を満たした場合。

口腔管理加算（Ⅱ）

口腔管理加算Ⅰの要件に加え、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

*各種加算⑭は、1ヶ月以上入所した方でご家族との連絡調整及び入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行い、在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上となった場合加算。

*各種加算⑮は、入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となった場合の緊急的な治療管理を行った場合、連続する3日を限定に算定。

*各種加算⑯は、やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療をおこなった場合。

*各種加算⑰は、所定疾患施設療養費Ⅰ（1ヶ月に1回、連続する10日を限度として算定）

肺炎（検査必須）、尿路感染症（検査必須）、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪、の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合で、診断、診断日、投薬、検査、注射、処置等の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む）を診療録に記録し、算定開始年度の翌年度以降に前年度の投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表している場合。

所定疾患施設療養費Ⅱ

Ⅰの要件及び、診療録に、診断に至った根拠、近隣の医療機関と連携して実施した検査等の記録を追加し、かつ、施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合。

*各種加算⑱は、かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）

1 当施設医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している。

2 入所後1ヶ月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて入所者の主治医に説明し、主治医が合意している。

3 入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行っている。

4 入所中、処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、関係職種で確認を行う。

5 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後1ヶ月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している。

1、2、3、4、5を満たした場合は、かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイを算定。

1、4、5を満たし、また、入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者の入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合は、かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロを算定。

かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰのイ又はロを算定し、入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切有効な実施ために必要な情報を活用している場合は、かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱを算定。

かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱを算定し、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ種類以上減少している場合は、かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲを算定。

＊各種加算⑱は、療養棟ごとに、夜勤時の職員配置が20：1以上になっている場合。

＊各種加算⑲は、日常生活に支障をきたすような症状・行動又は意思疎通の困難さがみられることから介護を必要とする方（当施設では認知症対応棟の方が対象）

＊各種加算⑳は、短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、医師等）が入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直ししている場合。

短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

医師等が入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合

＊各種加算㉑は、認知症でありリハビリによって改善が見込まれると医師が判断した者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用して老健局長が定める様式により届出を行った施設において、医師等入所日から起算して3ヶ月の期間に集中的に個別リハビリを行った場合に週3日を限度に加算する。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)については、上記に加えて入所者が退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画を作成している場合。

＊各種加算㉒は、若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合に加算する。

＊各種加算㉓は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式により届け出た場合に加算（基準については職員にお尋ねください）。

＊各種加算㉔は、入所前後訪問指導Ⅰ

入所者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算する。

入所前後訪問指導加算Ⅱ

退所を目的とした施設サービス作成及び診療方針を決定するにあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を作成した場合に加算する。

＊各種加算㉕は、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者や認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者が規定数以上いる場合で、専門的な認知症ケアを行った場合に加算する。認知症チームケア推進加算を算定している場合は算定しない。

＊各種加算㉖は、認知症の方に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合。

認知症チームケア推進加算Ⅰ

1 施設における入所者総数のうち、介護者から日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が二分の一以上。

2 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下、予防等）に資する認知症介護の指導に係る研修や認知症介護に係る研修及び認知症の行動や心理症状の予防等のケアプログラムを含んだ研修を修了している職員を一名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症対応チームを組んでいる。

3 個別に認知症の行動や心理症状の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し認知症の行動や心理症状の予防等に資するチームケアを実施している。

4 認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動や心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っている。

認知症チームケア推進加算Ⅱ

1、3、4、を満たし、認知症介護に係る研修専門的な研修を修了している職員を1名以上配置し、複数人の介護職員から成る対応チームを組んでいる場合に加算。

＊各種加算㉗は、医師が認知症の行動・心理症状から在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した場合に入所から7日を限度に加算する。

＊各種加算㉘は、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ

1 入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

2 必要に応じて計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、1の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

3 口腔生成管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。

4 入所者ごとに医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、

介護職員その他の職種の者（以下、関係職種）が計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有すること。

5、4で共有した情報を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、見直し内容について、関係職種の間で共有していること。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ

1、2を満たす場合。

＊各種加算⑳は、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ

1 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。

2 協力医療機関その他の医療機関との間で、新興感染症を除く感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している。

3 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加している。

高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている。

＊各種加算㉑は、入所者が、厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合、月1回、連続する5日を限度として加算。

＊各種加算㉒は、生産性向上推進体制加算Ⅰ

1 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、及び事項の実施を定期的に確認していること。

（1） 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下、介護機器）を活用する場合における入所者の安全及びケアの質の確保

（2） 職員の負担の軽減及び職務状況への配慮

（3） 介護機器の定期的な点検

（4） 業務の効率化及び質の向上並びに職員尾負担軽減を図るための職員研修

2、1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。

3 介護機器を複数種類活用していること。

4、1の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、検討を踏まえて必要な取り組みを実施し、及び取組の実施を定期的に確認すること。

5 事業年度ごとに1、3及び4の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

生産性向上推進体制加算Ⅱ

1を満たしていること及び、介護機器を活用していること並びに事業年度ごとに、介護機器を活用していることと1の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告していること。

＊各種加算㉓は、褥瘡マネジメント加算Ⅰ

1 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時に評価するとともに、少なくとも三ヶ月に一回、評価を行い、評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

2 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している。

3 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している。

4 評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとの褥瘡ケア計画を見直ししている。

1、2、3、4を満たした場合。

褥瘡マネジメント加算Ⅱ

褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のない場合。

＊各種加算㉔は、排泄支援加算（Ⅰ）

1 排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも六ヶ月に一回、評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施に当たって、当該情報その他排泄支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

2 評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、計画に基づく支援を継続して実施している。

3評価に基づき、少なくとも三ヶ月に一回、支援計画を見直している。

1、2、3を満たした場合。

排せつ支援加算(Ⅱ)

排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、(1評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない。2評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時と比較して、おむつ使用ありから使用なしに改善したこと。又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。)のいずれかに適合すること。

排せつ支援加算(Ⅲ)

排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、排せつ支援加算Ⅱの要件にある1と2の両方を満たした場合。かつ施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと

- *各種加算⑤は、1 医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を施設入所時に行うとともに、少なくとも六ヶ月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
2 医学的評価の結果、自立支援促進の対応が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
3 医学的評価に基づき、少なくとも三ヶ月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
4 医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施に当たって、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
1、2、3、4を満たした場合。

*各種加算⑥は、科学的介護推進体制加算Ⅰ

1 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
2 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、1に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

1、2を満たした場合。

科学的介護推進体制加算Ⅱ

1 科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加え、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。
必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、科学的介護推進体制加算Ⅰの算定要件の1に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

- *各種加算⑦は、1 介護老人保健施設基準第三十六条第一項に規定する基準(事故発生の防止のための指針を整備している。事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底している。事故発生の防止のため委員会及び職員に対する研修を定期的に行っている)に適合している。
2 介護老人保健施設基準第三十六条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
3 安全管理部門を設置し、組織内に安全対策を実施する体制が整備されていること。
1、2、3を満たした場合。

- *各種加算⑧は、1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
2 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
3 医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、入所者の状態又は家族の求めに応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
1、2、3を満たした場合。

*各種加算⑨は、サービス提供体制強化加算Ⅰ

1 介護職員の内、介護福祉士の占める割合が80%以上或いは勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。
2 提供するサービスの質の向上に資する取り組みを実施していること。
1、2を満たしている場合。

サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員の内、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

サービス提供体制強化加算Ⅲ

1 介護職員の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
2 看護・介護職員の内、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
3 サービスを直接提供する職員の内、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
1、2、3のいずれかを満たす場合。

- *各種加算⑩は、(1) 介護職員等の賃金改善について、介護職員等処遇改善加算Ⅳ(4.4%)を算定した場合に算定が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は毎月の手当てに充て、介護福祉士であって経験・技能

のある介護職員のうち1人は賃金改善後の見込み額が四百四十万以上（理由によりこのかぎりではない）であること。

(2) (1) の賃金改善に関する介護職員等処遇改善計画を作成して全職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を理由がない限り（理由は知事に報告）は実施すること。

(4) 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。

(5) 労働基準法、労働者災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等に違反していないこと。

(6) 労働保険料の納付が適切に行われていること。

(7) 介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、要件について書面にて作成し全ての職員に周知し、介護職員資質向上支援の計画を策定し研修の機会を確保、又、それを全ての職員に周知し、介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給を判定する仕組みを設け、その仕組みについて書面にて作成し全ての職員に周知していること。

(8) (2) の届出に係る期間中に実施する処遇改善の内容と改善に要する費用見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8) の内容等についてインターネットの利用等適切な方法により公表していること。

(10) サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを届け出ていること。

上記要件の(1)から(9)までの基準に適合すること。

* 各種減算①は、介護老人保健施設基準第三十六条第一項に規定する基準（事故発生の防止のための指針を整備している。事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底している。事故発生の防止のため委員会及び職員に対する研修を定期的に行っている）に適合していること。

上記を満たさない場合。

* 各種減算②は、1 介護老人保健施設基準第二条に定める栄養士又は管理栄養士を配置していること及び、入所者の摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した計画を作成・実施し、定期的な計画の見直しを行っていること。

1 を満たさない場合。

* 各種減算③は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十三条第五項及び第六項に規定する基準（身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。）に適合していないこと。

* 各種減算④は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十六条の二に規定する基準（虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。措置を適切に実施するための担当者を置くこと。）に適合していないこと。

* 各種減算⑤は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二十六条の二第一項に規定する基準（感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。）に適合していないこと。

◎介護保険負担限度額認定証の自己負担

サービス	利用料	減額対象者	内容等
食費	1,950 円／日	① 300 円／日 ② 390 円／日 ③-① 650 円／日 ③-② 1,360 円／日	食材料費＋調理代
居住費	560 円／日	① 0 円／日 ② 430 円／日 ③-①② 430 円／日	光熱水費相当 ◆2人・4人部屋
	1,760 円／日	① 550 円／日 ② 550 円／日 ③-①② 1,370 円／日	室料＋光熱水費相当 ◆個室

*食費と居住費欄で減額対象者とは、以下の区分とする。

- ①は生活保護受給者又は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の老齢福祉年金受給者
- ②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で650万円（夫婦で1,650万円）未満の方。
- ③-①は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で550万円（夫婦で1,550万円）未満の方。
- ③-②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で500万円（夫婦で1,500万円）未満の方。

*医療については、当施設の医師が対応できる医療に関しては、介護保険給付サービスに含まれるが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、往診や入院・通院の対応となり、医療保険の自己負担金を別途負担していただく。

介護老人保健施設聖寿園入所利用約款

第1条（約款の目的）

介護老人保健施設聖寿園（以下「事業者」という。）は、要介護状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、契約者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供し、一方、契約者及び契約者の身元保証人は、聖寿園に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

契約者が、介護老人保健施設聖寿園入所利用契約書を当施設に提出したときから効力を有し、退所後再び入所する場合や身元保証人の変更及び介護保険法令の改正に伴い契約内容に変更が生じた場合は、新たに同意を得るものとします。

第3条（施設サービス計画の決定及び変更）

- （1）事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- （2）施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- （3）事業者は、計画担当介護支援専門員に定期的又は、契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画の変更の必要があるかどうか調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- （4）施設サービス計画書は、書面により契約者又はその家族等に対して交付するものとします。

第4条（施設サービス内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、聖寿園において契約者に対し看護・医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うものとします。

第5条（契約者が負担する利用料金）

事業者は、契約者及び身元保証人との合意に基づき以下に掲げるものについてサービスを提供し、その対価として重要事項説明書に定める金額の支払いを受けるものとします。

- （1）契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額
- （2）居住費（従来型個室は室料及び光熱水費相当額、多床室は光熱水費相当額）
- （3）前項については、外泊時費用算定期間中も算定されます
- （4）食費（食材料費及び調理費相当額）
- （5）特別な室料（契約者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用）
- （6）洗濯代（契約者又は身元保証人の依頼により、契約者が使用した衣類等を施設洗濯した場合）
- （7）教養娯楽費（契約者の希望による、レクリエーションやクラブ活動を行った場合の材料費）
- （8）電気代（契約者が希望し、持ち込む電化製品の電気使用料）
- （9）理美容代（契約者又は身元保証人の依頼により理・美容師が行うサービスの費用）
- （10）他科受診料（契約者又は身元保証人の了解を得て、聖寿園の医師が依頼して他の医療機関を受診する場合の医療保険一部負担）

- (11) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用）
- (12) 契約者が希望して購読する新聞・書籍代
- (13) 診断書料及び健康診断書作成に係る検査代
- (14) 日用品費（契約者又は身元保証人の依頼により提供する日用品の費用）
- (15) 領収書の再発行手数料（入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料）
- (16) 郵便物配送料（入所者又は家族の依頼により施設から郵送する郵便物等の配送料）
- (17) X線フィルム等の CD-R コピー代（入所者又は家族の依頼による CD-R コピー代）
- (18) 死後処置料（身元保証人の依頼により処置を行った場合）

第6条（利用料金の変更）

介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明同意を得るものとします。

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解除となります。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により、前項（5）に定める利用料については別途相談に応じます。

第7条（利用料金の支払い）

契約者及び身元保証人は、連帯して約款に基づき個別に利用したサービス等の提供に伴う費用を支払う義務があります。

- 2 第5条1項から9項は利用月末締めで計算し、翌月の10日～20日迄に聖寿園窓口において直接支払うことを原則とします。
- 3 聖寿園は、契約者又は身元保証人から支払いを受けたときは、支払者に対し領収証を発行します。

第8条（身体拘束の禁止）

聖寿園は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身元保証人の同意を得て行い、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、拘束せざるを得ない理由を診療録に記載します。

第9条（虐待の防止）

聖寿園は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、虐待の防止に関する責任者を選定し、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者又は擁護者等により虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第10条（個人情報の保護及び守秘義務）

聖寿園の従業者は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由無く第三者に洩らしません。又聖寿園を退職した後も同様の扱いとします。但し、次の各号についての情報提供は、契約者及び身元保証人に予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス及びその他保健医療・福祉サービスを円滑に利用するに当たり、市町村、居宅介護支援事業者、サービス事業者等への情報の提供を行います。但し情報提供について同意されない場合は、サービスが円滑に利用できないことがあります。
- (2) 職員のサービスの質の向上のための研究会での事例研究発表。尚、この場合個人が特定

されないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項は、契約終了後も同様の扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

聖寿園の医師は、契約者に対し医学的判断により、併設医療機関又は協力歯科医療機関等の診療を依頼又は紹介することがあります。

- 2 前項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、身元保証人若しくはその家族に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情の対応）

契約者及び身元保証人等は、聖寿園が提供する介護保険サービスに対して、要望及び苦情がある場合、苦情受付担当者に申し出るか、事務所カウンターに設置のご意見箱に管理者宛の文書を投函することができます。

第 13 条（事業者の損害賠償責任）

聖寿園は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事務所の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 14 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

聖寿園の管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討します。
- 3 聖寿園管理者は、事故発生防止の為に委員会を設置し研修を行うものとします。
- 4 聖寿園管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（契約の終了及び解除）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求しないものとします。

- 2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は契約を終了又は解除するものとします。

- (1) 契約者が、居宅に退所又は保健医療・福祉サービス機関に入院・入所した場合
- (2) 契約者が、死亡した場合
- (3) 要介護認定の更新により要支援又は自立と認定された場合
- (4) 契約者又は身元保証人が利用料を請求月末までに支払わなかった場合
- (5) 事業の目的や運営方針に著しく反した場合
- (6) 契約者が、聖寿園従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が生じた場合

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

介護老人保健施設聖寿園重要事項説明書

当施設への入所は、要介護認定の結果要介護１～５の認定を受けた方が対象となりますが、長期にわたり入所できる施設ではありません。

１．施設の概要

- (１) 法人名 医療法人社団松嶺会
- (２) 事業所名 介護老人保健施設 聖寿園
- (３) 所在地 群馬県太田市熊野町３８－８１
- (４) 電話番号 ０２７６－２２－１１７０
- (５) F A X ０２７６－２５－４５６２
- (６) 代表者 理事長
- (７) 管理者
- (８) 開設年月日 昭和６３年８月１日
- (９) 介護保険事業指定番号 １０５０５８００１６

２．事業の目的

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行います。

３．運営方針

- ①聖寿園は、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における生活への復帰を目指し、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要なりハビリテーションを行うことにより、機能の回復・維持を図ります。
- ②聖寿園は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③聖寿園は、明るく家庭的な雰囲気を心がけ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

４．療養室定員

- | | |
|--------------|----------------------|
| 一 般 棟 (５０床) | 個室…２室、２人室…４室、４人室…１０室 |
| 認知症対応棟 (５０床) | 個室…６室、４人室…１１室 |

5. 職員配置基準

	入所定員 1 0 0 名		業務内容
医師	1 以上		医学的管理及び指導業務
看護職員	9 以上	夜勤 5	医学的管理のもと行われる看護及び介護業務
介護職員	2 5 以上		施設内での日常生活の介護
理学・作業療法士等	1 以上		心身のリハビリテーション
支援相談員	1 以上		利用者の生活相談
管理栄養士	1 以上		栄養指導、栄養マネジメント
薬剤師	0 . 3 3 以上		薬の処方に関する指導等
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画作成
事務職員	必要数		請求事務及び設備管理等
調理員	必要数		調理業務
その他	必要数		衛生業務、介護補助等

※上記表のうち、認知症対応棟については夜勤3名配置・日勤10：1以上

6. サービス内容

① 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

② リハビリテーション

理学療法士、作業療法士等により、集団及び個別にリハビリを行います。

③ 食事

自立支援のため、離床して食堂でのお食事を原則と致します。

朝食 8：00～ 8：30

昼食 12：00～12：30 ※病状等により医師の指示による

夕食 18：00～18：30 療養食を提供します。

④ 入浴

一般浴槽及び寝たきりの方も利用できる特別浴槽を使用し最低週2回入浴できます。

※身体の状態により入浴できないときは、清拭を行います。

⑤ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 口腔衛生

口腔内の清潔を保つため、ご契約者様に合った口腔ケア用品を使用しての口腔ケアを毎日行い、計画的な口腔衛生の管理を行います。

⑦ その他自立支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを大切にし、普段着への更衣を促していきます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

⑧ 要介護認定更新申請及び認定変更申請の代行

⑨ ご契約者様又はご家族様の希望により理美容師による出張理美容サービスの取次ぎ

⑩ ご契約者様又はご家族様の希望により施設で行う衣類の洗濯

⑪ 教養・娯楽

7. 利用料金（別紙一覧表）

- ① 介護保険 1割負担から3割負担（各利用者の自己負担割合によります。）
- ② 介護保険給付以外の利用料……食費、居住費、特別な室料、特別な食事、教養娯楽費、理美容代、持込み電気器具の電気代、洗濯代、日用品費等

＊食費・居住費の負担は、負担限度額認定証の対象となる方は記載された金額となるため、認定証のある方は必ず聖寿園事務所窓口へ提示してください。

8. 利用料金の支払い

請求書締め日……利用月末締め

支払い日……利用月翌月の10日～20日迄

日曜日、祝祭日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く

支払い受付時間……午前9：00～午後1：00

又は午後2：00～午後5：00

支払い方法……聖寿園受付窓口まで

現金にてお支払い下さい。

＊理美容代、教養娯楽費実費、インフルエンザ予防接種代は別途請求と致します。

9. 併設医療機関

富士ヶ丘病院 内科・リハビリテーション科・麻酔科
太田市熊野町38-81

協力介護老人保健施設

医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 金山
太田市東金井町1856-18

協力特定施設

医療法人社団松嶺会 介護付高齢者住宅 松寿園
太田市熊野町38-81

協力特定施設

医療法人社団松嶺会 介護付有料老人ホーム 桜の里
太田市熊野町38-75

協力歯科医療機関 （要介護3以上の寝たきりの方）

あおい歯科医院
太田市浜町42-15
ローゼンハイツ 1E

10. ご利用にあたっての留意事項

【ご面会】

午前9：00～午後7：00

- *ご面会の方は、各階のセンター備え付けの面会簿にご記入下さい。
- *泥酔状態でのご面会や、他の利用者様に迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- *食事制限や、嚥下状態により食べ物の差し入れを制限させていただくことがありますので、各階の職員にご確認ください。
- *インフルエンザ、コロナ、感染性胃腸炎等の流行が懸念される場合には、利用者の健康維持を考慮して面会制限を実施することがあります。面会制限を実施する場合には掲示等によりお知らせいたします。

【外出・外泊】

必ず医師の許可を得てください。尚、外出・外泊中に他の医療機関を受診したり入院することはできません。 緊急やむを得ない場合も、必ず聖寿園に連絡をしてください。

【火気等の持ち込み】

入所される方は、ライター・発火物及び刃物類の持ち込みを禁止します。

【設備・備品】

施設内の設備、備品等は独占しないよう皆さんで大切にご利用ください。

【所持品等】

施設への持ち込みは、必要最低限の生活用品とし、必ず記名してください。
ご利用者様が管理する金銭及び貴重品の紛失・破損は施設として一切の責任を負いかねます。

【宗教・政治活動】

施設内での一切の宗教・政治活動を禁止します。

【ペットの持ち込み】

施設内へのペットの持ち込みを禁止します。

【その他】

職員へのお心付けは遠慮させていただいております。

【非常災害対策】

◎防災設備…スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台

◎防災訓練…年2回

ご利用者様にも、避難訓練にご協力をお願いしております。

【ご契約解除】

請求月の月末（日曜日及び聖寿園が指定する休みにあつた場合はその前日）迄にお支払いがない場合は、支払期限の翌月15日を限りに契約を解除させていただきますが、契約解除後も支払い義務は発生します。尚、未払い金がある方の他施設への入所のご紹介はできかねます。

1 1. 苦情の受付 月～金 9：00～17：00

◎聖寿園苦情解決責任者	管理者
苦情解決委員	看護主任
	介護主任
	リハビリ担当職員
	支援相談員
	介護支援専門員

※電話での受付は、0276-22-1170へ

※事務所カウンター横の苦情受付箱への投函も受け付けます。

公共機関の苦情受付窓口

◎太田市役所介護サービス課 電話0276-47-1938

月～金 8：30～17：15

◎国民健康保険団体連合会 介護保険推進課 電話027-290-1376

月～金 8：30～17：00

※群馬県内、太田市内以外の方に関しましては別紙参照

1 2. 個人情報の保護

◎個人情報保護法に基づき、聖寿園では次のとおり情報の利用目的を特定します。

【介護の提供に必要な利用目的】

(介護関係事業者内部での利用に係る事例)

◆聖寿園が提供する介護サービス

◆介護保険事務

◆利用者に係る聖寿園の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者のサービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う事例)

◆当該利用者の退所により、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービス事業所との連携

◆その他の業務委託

◆家族等への心身の状況説明

◆審査支払機関へのレセプト提出

◆審査支払機関、保険者、居宅介護支援事業所からの照会への回答

◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(聖寿園の管理運営業務)

◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◆聖寿園で行われる看護・介護・リハビリ等の実習への協力

◆法人内部での症例研究（個人が特定されないように配慮します）

1 3. 介護老人保健施設聖寿園の利用料金表（運営規定参照）

苦情申立窓口別紙

都道府県名	市区町村	担当窓口	電話
群馬県	桐生市	桐生市役所健康長寿課	0277-46-1111
	伊勢崎市	伊勢崎市役所介護保険課	0270-27-2743
	前橋市	前橋市役所介護保険課	027-898-6132
	高崎市	高崎市役所介護保険課	027-321-1250
	館林市	館林市役所介護保険課	0276-47-5133
	大泉町	大泉町役場高齢介護課	0276-62-2121
	邑楽町	邑楽町役場福祉介護課	0276-47-5021
	千代田町	千代田町役場住民福祉課	0276-86-7000
	板倉町	板倉町役場健康介護課	0276-82-1111
栃木県		栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220
	足利市	足利市役所元気高齢課	0284-20-2136
	佐野市	佐野市役所介護保険課	0283-20-3022
	栃木市	栃木市役所高齢介護課	0282-21-2251
	小山市	小山市役所高齢生きがい課	0285-22-9541
埼玉県		埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568
	熊谷市	大里広域市町村圏組合介護保険課	048-501-1330
	熊谷市	熊谷市役所長寿いきがい課	048-524-1398
	行田市	行田市役所高齢者福祉課	048-556-1111
	羽生市	羽生市役所高齢介護課	048-561-1121
	深谷市	深谷市役所長寿福祉課	048-574-8544
	入間市	入間市役所介護保険課	04-2964-1111
	狭山市	狭山市役所介護保険課	04-2953-1111
	さいたま市	さいたま市役所介護保険課	048-829-1264
	越谷市	越谷市役所介護保険課	048-963-9169
		東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177
東京都	品川区	品川区役所高齢者福祉課	03-5742-6737
	江戸川区	江戸川区役所介護保険課	03-5662-0061
	新宿区	新宿区役所介護保険課	03-5273-4176
	足立区	足立区役所介護保険課	03-3880-5746
	練馬区	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	03-3993-1344
	杉並区	杉並区役所介護保険課	03-5307-0655
	葛飾区	葛飾区介護保険課	03-5654-8246

上記以外にお住まいの方は、匿名で構いませんので、事務室職員までご連絡いただきご確認下さい。

介護老人保健施設聖寿園

TEL : 0276-22-1170

運 営 規 程

医療法人社団 松嶺会
指定短期入所療養介護 聖寿園

聖寿園指定短期入所療養介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団松嶺会が開設する介護老人保健施設聖寿園において行う聖寿園指定短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、聖寿園の従業者が要介護者に対し、適正な指定短期入所療養介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 聖寿園は、利用者の心身の状況や病状、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者に、介護老人保健施設の療養室において、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

2 聖寿園は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定短期入所療養介護サービスの提供に努めるものとする。

3 聖寿園は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療機関又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 聖寿園指定短期入所療養介護
- (2) 所在地 群馬県太田市熊野町38-81

(利用定員)

第4条 指定短期入所療養介護の定員は、介護老人保健施設の入所定員に空床があった場合に利用可能とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 聖寿園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとし、介護老人保健施設との兼務とする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、聖寿園の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師 1名以上
医師は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努めるとともに、その病状に照らして、妥当適切な検査、投薬、注射、処置、指導等を行うものとする。
- (3) 薬剤師 0.33人以上
薬剤師は、医師の処方に基づき妥当適切な薬剤の調剤等を行うものとする。

(4) 看護・介護職員 34人以上

看護・介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもってその自立の支援と日常生活の充実に資するよう、看護及び医学的な管理の下における介護を行うものとする。

(5) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(6) 理学療法士又は作業療法士等 1人以上

理学療法士・作業療法士等は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、その心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学・作業療法等その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、栄養ケア計画を作成し、適切な栄養状態の管理、食事相談、食事の提供を行うものとする。

栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な栄養状態の管理、食事相談、食事の提供を行うものとする。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、施設サービス計画を作成するとともに、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じその変更を行うものとする。

(9) 調理員、事務員、その他の従業者

管理者が必要と認めた員数を配置する。

(利用開始及び終了)

第6条 聖寿園は、指定短期入所療養介護約款及び重要事項説明書により、利用者又は家族等に対し内容の説明を行い、施設との契約に同意を得るものとする。

2 聖寿園は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行うものとする。

(契約の解除)

第7条 管理者は、利用者に次の事由が生じた場合は、利用者又は家族等に対しその事由を付して、契約の解除を通告するものとする。

(1) 利用者が事業の目的及び運営方針に著しく反する場合。

(2) 利用者が負担すべき費用を利用月の翌月末日（日曜日及び予め聖寿園が指定する休みに当たった場合は、その前日）迄に支払いが無かった場合は、支払期日以降の指定短期入所療養介護の利用契約を解除する。

(3) 更新・変更申請において要支援又は自立と認定された場合は、要介護認定期間の満了をもって契約を解除する。

(短期入所療養介護サービスの内容)

第8条 聖寿園指定短期入所療養介護に対するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 健康管理
- (2) 指定短期入所療養介護計画の作成（概ね4日以上継続して利用する場合）
- (3) 機能訓練
- (4) 看護及び医学的な管理の下における介護
- (5) 食事の提供
- (6) 相談及び援助
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎
- (9) 入浴
- (10) その他利用者に対する便宜の提供

(看護及び医学的管理の下における介護)

第9条 看護及び医学的管理の下における介護について次のとおり行うものとする。

- (1) 週2回以上の入浴又は清拭（1週間以内の利用は別途相談による）
- (2) 排泄の自立についての必要な援助
- (3) オムツ使用者に対する適切な援助
- (4) 離床、着替え、整容その他日常生活上の適切な介護

(褥瘡の発生防止)

第10条 聖寿園は、指定短期入所療養介護サービスの提供にあたり、褥瘡が発生しないように次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 1 褥瘡の発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防の為に計画を作成する
- 2 看護師等を褥瘡予防担当者とする。
- 3 委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し褥瘡対策に関する教育を行うものとする。

(食事の提供)

第11条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するものとする。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に考慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努めるものとする。
- 3 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により提供するものとする。

(記録の整備)

第12条 指定短期入所療養介護の提供にあたっては、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年経過後の年度末をもって、焼却処分するものとする。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 具体的なサービス内容の記録
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の理由及び拘束時間、並びに心身の状況の記録、拘束を解除する予定日

- (4) 苦情受付に関する記録
- (5) 事故に関する記録

(利用料及びその他の費用の額)

第 13 条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるものの他、次に掲げるサービスの費用は、利用者から費用の支払いを受け実施する。

- (1) 食費（食材料費と調理費相当額）朝食 650 円 昼食 650 円 夕食 650 円
*介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額と実際に食した額の低いほうが自己負担となる。

- (2) 滞在費 多床室（光熱水費相当額） 日額 560 円
従来型個室（室料と光熱水費相当額） 日額 1,760 円

*介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額

*感染症や治療上の必要など、施設側の事情により 30 日以内の期間で個室への短期入所が必要であったり、著しい精神症状等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外の対応が不可能な者が従来型個室を利用する場合は、多床室での介護報酬を適用する。

- (3) 利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴う費用

一般棟における個室 日額 1,000 円（税別）

2 人室 日額 600 円（税別）

- (4) 利用者又は家族等の依頼により、利用者が使用した衣類等を施設で洗濯した場合の洗濯代 1 回 750 円（非課税）

- (5) 出張理美容サービス（業者により異なる） 実費

- (6) 教養娯楽費 利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費は実費徴収とする。

- (7) 利用者が希望し、持ち込む電化製品の電気代 日額 50 円（税別）

- (8) 利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合は実費徴収とする。

- (9) 死亡診断書料 6,000 円（税別）

- (10) 入所者又は家族の依頼により提供する日用品費 日額 300 円（非課税）

- (11) 入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料 1 枚 500 円（税別）

- (12) 入所者又は家族の依頼により、施設から郵送する郵便物等の配送料 実費

- (13) 入所者又は家族の依頼により提供する X 線フィルム等の CD-R コピー代
1 枚 1,000 円（税別）

- (14) 家族等の依頼により行う死後処置料 30,000 円（税別）

3 第 1 項並びに第 2 項の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供については予め利用者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第 14 条 介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができ、予め契約者

及び身元保証人に同意を得るものとする

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約は解除するものとする。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により、第13条第2項（3）に定める利用料については別途相談に応じるものとする。

（通常の送迎の実施区域）

第15条 指定短期入所療養介護の入所及び退所にあたり、聖寿園が行う送迎の実施区域は、太田市・千代田町・邑楽町・大泉町・桐生市・伊勢崎市・栃木県足利市とする。

（利用中の他医療機関の受診）

- 第16条 聖寿園の医師は、利用者の病状から見て、聖寿園において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、併設病院（富士ヶ丘病院）その他適当な病院若しくは診療所への対診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
- 2 聖寿園の医師は、往診や通院に対して、当該医療機関の医師又は歯科医師との間で診療情報を相互に提供し、適切な診療を行うものとする。

（非常災害対策）

- 第17条 聖寿園は、非常災害に関する具体的計画をたてるものとし、非常災害に備え毎年2回の避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
 - 3 管理者は防火管理者を選任し、防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
 - 4 災害が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
 - 5 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（指定短期入所療養介護サービスの質の評価）

第18条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（苦情等への対応）

第19条 管理者は、指定短期入所療養介護に関する利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付担当者を置き、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について苦情の申し出者に報告するものとする。

（個人情報の保護及び守秘義務）

第20条 聖寿園は、利用者及びその家族又支援者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報

報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 2 聖寿園の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族及び他の従業者の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。このことについては、聖寿園を退職した後も同様とする。
- 3 利用者が、保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう、医療機関との情報提供を行う場合は予め同意を得るものとする。

(衛生管理)

- 第 21 条 管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 管理者は、感染症又は食中毒の発生及び蔓延の防止に努めるために看護師等による委員会を設置し、おおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - 4 マニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 5 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 6 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 22 条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討する。
 - 3 管理者は、担当者を設置し事故発生防止の為に委員会及び研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(身体拘束の禁止)

- 第 23 条 聖寿園においては、指定短期入所療養介護の提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者又は家族等の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、身体拘束解除予定日を記録しなければならない。
 - 3 身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- (5) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(虐待の防止)

- 第 24 条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 管理者は、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を行うものとする。
 - 3 管理者は、従業者又は擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 4 管理者は、虐待の防止等のために、以下に掲げる事項を実施する。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (6) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (7) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (8) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(介護保険等関連情報の活用)

- 第 25 条 聖寿園は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(地域との連携)

- 第 26 条 管理者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(施設利用にあたり利用者等が留意すべき事項)

- 第 27 条 利用者が、指定短期入所療養介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 短期入所療養介護計画に基づいてサービス利用すること。
 - (2) 健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。
 - (3) 利用者への面会に際しては、面会簿に所定の事項を記載すること。
 - (4) 利用中の喫煙及び飲酒は禁止するものとする。
 - (5)ライター、刃物類、はさみ等の持ち込みは禁止するものとする。
 - (6) 聖寿園で行う非常災害対策において、可能な限り協力するものとする。

(職員の質の確保)

- 第 28 条 聖寿園は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 聖寿園は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第 29 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任を持って接遇すること。
- (2) 管理者が不在時で、急を要する事態が発生した場合は、事務長又は看護師長が管理業務を臨時的に代行する。
- (3) 各部署は別添の組織図により構成される。

(その他運営に関する重要事項)

第 30 条 聖寿園は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

- 2 聖寿園は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は医療法人社団松嶺会と聖寿園の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 16 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 16 年 12 月 6 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成24年11月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成25年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成25年9月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成27年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成28年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成29年2月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成29年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成30年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は平成30年8月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2019年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2019年10月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2021年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2022年10月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2024年4月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2024年8月1日より施行する。

附 則

1 この改正規程は2025年8月1日より施行する。

第13条 別紙

聖寿園短期入所療養介護の利用料金表

◎介護保険給付サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払いいただく。

※下記基本料金は、別に厚生労働大臣が定める施設基準（「在宅復帰・在宅療養支援等指標」、「退所時指導等」「リハビリテーションマネジメント」「地域貢献活動」「充実したリハビリテーション」の5項目）を原則とし、算定要件を満たした場合は1「基本型」、要件を満たさない場合は2「その他型」とする。また月ごとに変更となる場合がある。

1. 基本料金（基本型）

1-1 自己負担額1割

〔個室〕（介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）-（ⅰ））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,530円	8,010円	8,640円	9,180円	9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,777円	7,209円	7,776円	8,262円	8,739円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	753円	801円	864円	918円	971円

〔4人室・2人室〕（介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）-（ⅲ））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,300円	8,800円	9,440円	9,970円	10,520円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	7,470円	7,920円	8,496円	8,973円	9,468円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	830円	880円	944円	997円	1,052円

1-2 自己負担額2割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,530円	8,010円	8,640円	9,180円	9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6,024円	6,408円	6,912円	7,344円	7,768円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,506円	1,602円	1,728円	1,836円	1,942円

〔4人室・2人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,300円	8,800円	9,440円	9,970円	10,520円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6,640円	7,040円	7,552円	7,976円	8,416円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,660円	1,760円	1,888円	1,994円	2,104円

1－3 自己負担額3割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,530円	8,010円	8,640円	9,180円	9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,271円	5,607円	6,048円	6,426円	6,797円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2,259円	2,403円	2,592円	2,754円	2,913円

〔4人室・2人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,300円	8,800円	9,440円	9,970円	10,520円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,810円	6,160円	6,608円	6,979円	7,364円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2,490円	2,640円	2,832円	2,991円	3,156円

2. 基本料金（その他型）

2－1 自己負担額1割

〔個室〕（介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）－（ⅰ））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,380円	7,840円	8,480円	9,010円	9,530円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,642円	7,056円	7,632円	8,109円	8,577円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 1割	738円	784円	848円	901円	953円

〔4人室・2人室〕（介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）－（ⅱ））

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,130円	8,630円	9,250円	9,770円	10,310円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	7,317円	7,767円	8,325円	8,793円	9,279円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 1割	813円	863円	925円	977円	1,031円

2-2 自己負担額2割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,380円	7,840円	8,480円	9,010円	9,530円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	5,904円	6,272円	6,784円	7,208円	7,624円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2) 2割	1,476円	1,568円	1,696円	1,802円	1,906円

〔4人室・2人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,130円	8,630円	9,250円	9,770円	10,310円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6,504円	6,904円	7,400円	7,816円	8,248円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2) 2割	1,626円	1,726円	1,850円	1,954円	2,062円

2-3 自己負担額3割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,380円	7,840円	8,480円	9,010円	9,530円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,166円	5,488円	5,936円	6,307円	6,671円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2) 3割	2,214円	2,352円	2,544円	2,703円	2,859円

〔4人室・2人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,130円	8,630円	9,250円	9,770円	10,310円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,691円	6,041円	6,475円	6,839円	7,217円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2) 3割	2,439円	2,589円	2,775円	2,931円	3,093円

3. 加 算 ・ 減 算

※ 以下の加算項目に該当した場合は、上記1. 基本料金に加算することとする。

[加算]

* 1割負担の場合

加算名称	単位	利用料金	自己負担額1割
①夜勤職員配置加算	円/日	240円	24円
②個別リハビリ加算	円/日	2,400円	240円
③認知症ケア加算	円/日	760円	76円
④認知症緊急短期入所受入加算(7日)	円/日	2,000円	200円
⑤緊急短期入所受入加算(7日～14日)	円/日	900円	90円
⑥若年性認知症利用者受入加算	円/日	1,200円	120円
(日帰りショートの場合)	円/日	600円	60円
⑦送迎加算(片道)	円/回	1,840円	184円
⑧療養食加算	円/回	80円	8円
⑨認知症専門ケア加算Ⅰ	円/日	30円	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	円/日	40円	4円
⑩総合医学管理加算(10日)	円/日	2,750円	275円
⑪口腔連携強化加算	円/月	500円	50円
⑫緊急時治療管理(月3日限度)	円/日	5,180円	518円
⑬重度療養管理加算	円/日	1,200円	120円
(日帰りショートの場合)	円/日	600円	60円
⑭在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	円/日	510円	51円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	円/日	510円	51円
⑮生産性向上推進体制加算Ⅰ	円/月	1,000円	100円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	円/月	100円	10円
⑯サービス提供体制強化加算Ⅰ	円/日	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	円/日	180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	円/日	60円	6円
⑰介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総合計額に7.1%を乗じた額(1)		(1)の金額

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (日帰りショート) 1回につき

	単位	利用料金	自己負担額1割
3時間以上4時間未満	円/回	6,640円	664円
4時間以上6時間未満		9,270円	927円
6時間以上8時間未満		12,960円	1,296円

[減算]

減算名称	単位	利用料金	自己負担額1割
① 身体拘束廃止未実施減算	%/日		所定単位数の1%
② 高齢者虐待防止措置未実施減算	%/日		所定単位数の1%
③ 業務継続計画未策定減算	%/日		所定単位数の1%

* 自己負担割合が2割、3割の場合、自己負担金額は1割負担の場合の2倍、3倍となる。

* 上記基本料金と各種加算(該当するもの)の自己負担割合に応じた負担合計金額に、地域区分(太田市「7級地」)の1.4%を乗じた金額を加算した額が1日当たりの個人負担金。

各種加算・減算について

* 各種加算①は、基準を満たした夜勤職員が配置されている場合

- * 各種加算②は、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者毎に個別リハビリ計画を作成し、計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリを実施した場合
- * 各種加算③は、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる場合
- * 各種加算④は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急に利用することが適切であると判断した方に対しサービスを行った場合
- * 各種加算⑤は、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないサービス利用を緊急に行った場合、7日間（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として加算
- * 各種加算⑥は、若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合
- * 各種加算⑧は、医師の指示により発行される食事箋で、糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・肝臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食該当者。1日につき3回を限度。
- * 各種加算⑨は、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者や認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者が規定数以上いる場合で、専門的な認知症ケアを行った場合に加算する。
- * 各種加算⑩は、
 - 1 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと
 - 2 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること
 - 3 利用者の主治医に対して、利用者の同意を得て、診療状況等を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと
 1、2、3を、治療管理を目的としてサービスを行った場合
- * 各種加算⑪は、別に厚生労働大臣が定める基準（従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたり、歯科訪問診療料の算定実績のある歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めており、(1)他のサービス事業所において口腔・栄養スクリーニング加算を算定しておらず、(2)歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定しておらず、(3)他のサービス事業所において口腔連携強化加算を算定していないこと。）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合
- * 各種加算⑫は、利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合に、緊急の投薬・検査・注射・処置等を行った場合。連続する3日限度、1月に1回限度
- * 各種加算⑬は、要介護4又は5であって、別に定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
- * 各種加算⑭は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報組織を使用する方法により、都道府県知事に届け出た場合に加算（基準については職員にお尋ねください）。
- * 各種加算⑮は、生産性向上推進体制加算Ⅰ
 - 1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、及び事項の実施を定期的に確認していること
 - (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下、介護機器）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
 - (2) 職員の負担の軽減及び職務状況への配慮介護機器の定期的な点検
 - (3) 業務効率化及び質の向上並びに職員負担軽減を図るための職員研修
 - 2、1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職

員の負担軽減に関する実績があること

3 介護機器を複数種類活用していること

4、1の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、検討を踏まえて必要な取り組みを実施し、及び取組の実施を定期的に確認すること。

5 事業年度ごとに1、3及び4の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

生産性向上推進体制加算Ⅱ

1を満たしていること及び、介護機器を活用していること並びに事業年度ごとに、介護機器を活用していることと1の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告していること

* 各種加算⑯は、サービス提供体制強化加算Ⅰ

介護職員のうち、介護福祉士が80%以上配置され、その内勤続年数十年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅲ

介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合、或いは介護・看護職員のうち常勤職員が75%以上配置されている場合、或いは、7年以上の勤続年数者が30%以上配置されている場合

* 各種加算⑰は、(1) 介護職員等の賃金改善について、介護職員等処遇改善加算Ⅳ(4.4%)を算定した場合に算定が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は毎月の手当てに充て、介護福祉士であって経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善後の見込み額が四百四十万以上(理由によりこのかぎりではない)であること。

(2) (1)の賃金改善に関する介護職員等処遇改善計画を作成して全職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を理由がない限り(理由は知事に報告)は実施すること。

(4) 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。

(5) 労働基準法、労働者災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等に違反していないこと。

(6) 労働保険料の納付が適切に行われていること。

(7) 介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、要件について書面にて作成し全ての職員に周知し、介護職員資質向上支援の計画を策定し研修の機会を確保、又、それを全ての職員に周知し、介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給を判定する仕組みを設け、その仕組みについて書面にて作成し全ての職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る期間中に実施する処遇改善の内容と改善に要する費用見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の内容等についてインターネットの利用等適切な方法により公表していること。

(10) サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを届け出ており、本体介護老人保健施設が介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ていること。

上記要件の(1)から(9)までの基準に適合すること。(令和6年6月1日から)

* 各種減算⑱は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第百四十六条第五項及び第六項に規定する基準(身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。)に適合していないこと。

* 各種減算②は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第百五十五条において準用する第三十七条の二に規定する基準(虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。措置を適切に実施するための担当者を置くこと。)に適合していないこと。

* 各種減算③は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第百五十五条において準用する第三十条の二第一項（感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。）に適合していないこと。

◎介護保険負担限度額認定証の自己負担

サービス種類	利用料	減額対象者	内容等
食費	1,950 円／日	① 300 円／日 ② 600 円／日 ③-① 1,000 円／日 ③-② 1,300 円／日	食材料費＋調理代 朝食650円昼食650円夕食650円
滞在費	560 円／日	① 0 円／日 ② 430 円／日 ③-①② 430 円／日	光熱水費相当 ●4人部屋・2人部屋
	1,760 円／日	① 550 円／日 ② 550 円／日 ③-①② 1,370 円／日	室料＋光熱水費相当 ●個室

*食費と滞在費欄で減額対象者とは、以下の区分とする。

①は生活保護受給者又は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の老齢福祉年金受給者

②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で650万円（夫婦で1,650万円）未満の方。

③-①は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で550万円（夫婦で1,550万円）未満の方。

③-②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で500万円（夫婦で1,500万円）未満の方。

*医療については、当施設の医師が対応できる医療に関しては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、往診や入院・通院の対応となり、医療保険の自己負担金を別途負担していただく。

聖寿園指定短期入所療養介護利用約款

第1条（約款の目的）

聖寿園指定短期入所療養介護（以下「事業者」という。）は、要介護状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があるものを対象に、介護老人保健施設の療養室等において、指定短期入所療養介護を提供し、一方、契約者及び契約者の身元保証人は、聖寿園に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

契約者が、指定短期入所療養介護利用契約書を当施設に提出したときから効力を有し、要介護認定期間までとする。要介護認定期間満了後も契約内容に変更がない場合は同じ条件で更新されるものとし、契約内容に変更が生じた場合は、新たに同意を得るものとします。

第3条（施設サービス計画の決定及び変更）

- （1）事業者は、居宅サービス計画に基づき、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- （2）施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- （3）事業者は、計画担当介護支援専門員に定期的又は、契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画の変更の必要があるかどうか調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- （4）施設サービス計画書は、書面により契約者又はその家族等に対して交付するものとします。

第4条（短期入所療養介護サービスの内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、聖寿園において契約者に対し看護・医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うものとします。

第5条（契約者が負担する利用料金）

事業者は、契約者及び身元保証人との合意に基づき以下に掲げるものについてサービスを提供し、その対価として重要事項説明書に定める金額の支払いを受けるものとします。

- （1）契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額
- （2）滞在費（従来型個室は室料及び光熱水費相当額、多床室は光熱水費相当額）
- （3）食費（食材料費及び調理費相当額）
- （4）特別な室料（契約者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用）
- （5）洗濯代（契約者又は身元保証人の依頼により、契約者が使用した衣類等を施設洗濯した場合）
- （6）教養娯楽費（契約者の希望による、レクリエーションやクラブ活動を行った場合の材料費）
- （7）電気代（契約者が希望し、持ち込む電化製品の電気使用料）
- （8）理美容代（契約者又は身元保証人の依頼により理・美容師が行うサービスの費用）
- （9）他科受診料（契約者又は身元保証人の了解を得て、聖寿園の医師が依頼して他の医療機関を受診する場合の医療保険一部負担）

- (10) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用）
- (11) 契約者が希望して購読する新聞・書籍代
- (12) 診断書料
- (13) 日用品費（契約者又は身元保証人の依頼により提供する日用品の費用）
- (14) 領収書の再発行手数料（入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料）
- (15) 郵便物配送料（入所者又は家族の依頼により施設から郵送する郵便物等の配送料）
- (16) X線フィルム等の CD-R コピー代（入所者又は家族の依頼による CD-R コピー代）
- (17) 死後処置料（身元保証人の依頼により処置を行った場合）

第 6 条（利用料金の変更）

介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明し同意を得るものとします。

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解除となります。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により前条（4）に定める利用料については、別途相談に応じます。

第 7 条（利用料金の支払い）

契約者及び身元保証人は、連帯して約款に基づき個別に利用したサービス等の提供に伴う費用を支払う義務があります。

- 2 第 5 条 1 項から 9 項は利用月末締めで計算し、翌月の 10 日～20 日迄に聖寿園窓口において直接支払うことを原則とします。
- 3 聖寿園は、契約者又は身元保証人から支払いを受けたときは、支払者に対し領収証を発行します。

第 8 条（身体拘束の禁止）

聖寿園は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身元保証人の同意を得て行い、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、拘束せざるを得ない理由を診療録に記載します。

第 9 条（虐待の防止）

聖寿園は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、虐待の防止に関する責任者を選定し、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者又は擁護者等により虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第 10 条（個人情報の保護及び守秘義務）

聖寿園の従業者は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に洩らしません。又聖寿園を退職した後も同様の扱いとします。但し、次の各号についての情報提供は、契約者及び身元保証人に予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス及びその他保健医療・福祉サービスを円滑に利用するに当たり、市町村、居宅介護支援事業者、サービス事業者等への情報の提供を行います。但し情報提供について、同意されない場合は、サービスが円滑に利用できないことがあります。

- (2) 職員のサービスの質の向上のための研究会での事例研究発表。尚、この場合個人が特定されないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項は、契約終了後も同様の扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

聖寿園の医師は、契約者に対し医学的判断により、併設医療機関又は協力歯科医療機関等の診療を依頼又は紹介することがあります。

- 2 前項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、身元保証人若しくはその家族に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情の対応）

契約者及び身元保証人等は、聖寿園が提供する介護保険サービスに対して、要望及び苦情がある場合、苦情受付担当者に申し出るか、事務所カウンターに設置のご意見箱に管理者宛の文書を投函することができます。

第 13 条（事業者の損害賠償責任）

聖寿園は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 14 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

聖寿園の管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討します。
- 3 聖寿園管理者は、事故発生防止の為に委員会を設置し研修を行うものとします。
- 4 聖寿園管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（契約の終了及び解除）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求しないものとします。

2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は契約を終了又は解除するものとします。

- (1) 契約者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定の更新により要支援又は自立と認定された場合
- (3) 契約者又は身元保証人が利用料を請求月末までに支払わなかった場合
- (4) 事業の目的や運営方針に著しく反した場合
- (5) 契約者が、聖寿園従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が生じた場合

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

聖寿園指定短期入所療養介護重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 法人名 医療法人社団松嶺会
- (2) 事業所名 聖寿園 指定短期入所療養介護
- (3) 所在地 群馬県太田市熊野町38-81
- (4) 電話番号 0276-22-1170
- (5) FAX 0276-25-4562
- (6) 代表者 理事長
- (7) 管理者
- (8) 開設年月日 昭和63年8月1日
- (9) 介護保険事業指定番号 1050580016

2. 事業の目的

居宅要介護者等について、短期間入所し短期入所療養介護計画に基づいて、看護・医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行います。

3. 運営方針

- ①聖寿園は、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における生活への復帰を目指し、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要なりハビリテーションを行うことにより、機能の回復・維持を図ります。
- ②聖寿園は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③聖寿園は、明るく家庭的な雰囲気を心がけ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

4. 療養室定員 入所定員に空きがある場合にご利用できます。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 一般棟 (50床) | 個室…2室、2人室…4室、4人室…10室 |
| 認知症対応棟 (50床) | 個室…6室、4人室…11室 |

5. 職員配置基準

	入所定員 1 0 0 名		業務内容
医師	1 以上		医学的管理及び指導業務
看護職員	9 以上	夜勤 5	医学的管理のもと行われる看護及び介護業務
介護職員	2 5 以上		施設内での日常生活の介護
理学・作業療法士等	1 以上		心身のリハビリテーション
支援相談員	1 以上		利用者の生活相談
管理栄養士	1 以上		栄養指導、栄養マネジメント
薬剤師	0． 3 3 以上		薬の処方に関する指導等
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画作成
事務職員	必要数		請求事務及び設備管理等
調理員	必要数		調理業務
その他	必要数		衛生業務、介護補助等

*入所定員に空きがある場合にご利用可能なため、職員は入所との兼務となる。

*認知症対応棟については10名様を1グループとして、日勤帯では各グループに1名以上勤務し、夜勤帯は50名様に対して3名配置しています。

6. サービス内容

- ① 健康管理・・・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ② リハビリテーション・・・理学療法士、作業療法士等により、集団及び個別にリハビリを行います。
- ③ 食事・・・自立支援のため、離床して食堂でのお食事を原則と致します。
朝食 8:00～8:30
昼食 12:00～12:30 ※病状等により医師の指示による
夕食 18:00～18:30 療養食を提供します。
- ④ 入浴・・・一般浴槽及び寝たきりの方も利用できる特別浴槽を使用し最低週2回入浴できます。※身体の状態により入浴できないときは、清拭を行います。
- ⑤ 排泄・・・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑥ その他自立支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・生活リズムを大切に、普段着への更衣を促していきます。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
- ⑦ 送迎（実施区域・・・太田市、千代田町、邑楽町、大泉町、桐生市、伊勢崎市、足利市）
- ⑧ ご契約者様又はご家族様の希望により施設で行う衣類の洗濯
- ⑨ ご契約者様又はご家族様の希望により理美容師による出張理美容サービスの取次ぎ
- ⑩ 教養・娯楽

7. 利用料金（別紙一覧表）

- ① 介護保険 1割負担から3割負担（各利用者の自己負担割合によります。）
- ② 介護保険給付以外の利用料……食費、滞在費、特別な室料、特別な食事、教養娯楽費、理美容代、持込み電化製品の電気代、洗濯代、日用品費等
*食費、滞在費の負担は、負担限度額認定証の対象となる方は、記載された金額となるため、認定証のある方は、必ず聖寿園事務所窓口へ提示してください。

8. 利用料金の支払い

請求書締め日・・・利用月末締め
支払い日・・・利用月翌月の10日～20日迄
日曜日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く
支払い受付時間・・・午前9：00～午後1：00
又は午後2：00～午後5：00
支払い方法・・・聖寿園受付窓口まで
現金にてお支払い下さい。
*理美容代、教養娯楽費実費、インフルエンザ予防接種代は別途請求と致します。

9. 併設医療機関

富士ヶ丘病院 内科・リハビリテーション科・麻酔科
太田市熊野町38-81

協力介護老人保健施設

医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 金山
群馬県太田市東金井町1856-18

協力特定施設

医療法人社団松嶺会 介護付高齢者住宅 松寿園
太田市熊野町38-81

協力特定施設

医療法人社団松嶺会 介護付有料老人ホーム 桜の里
太田市熊野町38-75

協力歯科医療機関 （要介護3以上の寝たきりの方）

あおい歯科医院
太田市浜町42-15
ローゼンハイツ 1E

10. ご利用にあたっての留意事項

【ご面会】

午前9：00～午後7：00

- *ご面会の方は、各階のセンター備え付けの面会簿にご記入下さい。
- *泥酔状態でのご面会や、他の利用者様に迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- *食事制限や、嚥下状態により食べ物の差し入れを制限させていただくことがありますので、各階の職員にご確認ください。
- *インフルエンザ、コロナ、感染性胃腸炎等の流行が懸念される場合には、利用者の健康維持を考慮して面会制限を実施することがあります。面会制限を実施する場合には掲示等によりお知らせいたします。

【外出・外泊】

必ず医師の許可を得てください。尚、外出中に他の医療機関を受診したり入院することはできません。 緊急やむを得ない場合も、必ず聖寿園に連絡をしてください。

【火気等の持ち込み】

入所される方は、ライター・発火物及び刃物類の持ち込みを禁止します。

【設備・備品】

施設内の設備、備品等は独占しないよう皆さんで大切にご利用ください。

【所持品等】

施設への持ち込みは、必要最低限の生活用品とし、必ず記名してください。
ご利用者様が管理する金銭及び貴重品の紛失・破損は施設として一切の責任を負いかねます。

【宗教・政治活動】

施設内での一切の宗教・政治活動を禁止します。

【ペットの持ち込み】

施設内へのペットの持ち込みを禁止します。

【その他】

職員へのお心付けは遠慮させていただいております。

【非常災害対策】

- ◎防災設備…スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台
 - ◎防災訓練…年2回
- ご利用者様にも、避難訓練にご協力をお願いしております。

【ご契約解除】

請求月の月末（日曜日及び聖寿園が指定する休みにあたった場合はその前日）迄にお支払いがない場合は、支払期限の翌月以降の契約を解除させていただきますが、契約解除後も支払い義務は発生します。

1 1．提供するサービスの第三者評価の実施状況

◎第三者評価の実施はありません。

1 2．苦情の受付 月～金9：00～17：00

◎聖寿園苦情解決責任者
苦情解決委員

管理者
看護主任
介護主任
リハビリ担当職員
支援相談員
介護支援専門員

※電話での受付は、０２７６－２２－１１７０へ

※事務所カウンター横の苦情受付箱への投函も受け付けます。

公共機関の苦情受付窓口

◎太田市役所介護サービス課	電話０２７６－４７－１９３８
◎千代田町役場住民福祉課	電話０２７６－８６－７０００
◎邑楽町役場福祉介護課	電話０２７６－４７－５０２１
◎大泉町役場高齢介護課	電話０２７６－６２－２１２１
◎桐生市役所健康長寿課	電話０２７７－４６－１１１１
◎伊勢崎市役所介護保険課	電話０２７０－２７－２７４３
◎足利市役所元気高齢課	電話０２８４－２０－２１３６

各月～金 ８：３０～１７：１５

◎群馬県国民健康保険団体連合会	介護保険推進課	電話０２７－２９０－１３７６
◎栃木県国民健康保険団体連合会	介護福祉課	電話０２８－６４３－２２２０

月～金 ８：３０～１７：００

１３．個人情報保護

◎個人情報保護法に基づき、聖寿園では次のとおり情報の利用目的を特定します。

【介護の提供に必要な利用目的】

（介護関係事業者内部での利用に係る事例）

◆聖寿園が提供する介護サービス

◆介護保険事務

◆利用者に係る聖寿園の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者のサービスの向上

（他の事業者等への情報提供を伴う事例）

◆当該利用者の退所により、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービス事業所との連携

◆その他の業務委託

◆家族等への心身の状況説明

◆審査支払機関へのレセプト提出

◆審査支払機関、保険者、居宅介護支援事業所からの照会への回答

◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

（聖寿園の管理運営業務）

◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◆聖寿園で行われる看護・介護・リハビリ等の実習への協力

◆法人内部での症例研究（個人が特定されないように配慮します）

１４．聖寿園短期入所療養介護の利用料金表（運営規定参照）

運 営 規 程

医療法人社団 松嶺会

指定介護予防短期入所療養介護 聖寿園

聖寿園指定介護予防短期入所療養介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団松嶺会が開設する介護老人保健施設聖寿園において行う聖寿園指定介護予防短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、聖寿園の従業者が要介護者に対し、適正な指定介護予防短期入所療養介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 聖寿園は、利用者の心身の状況や病状、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者に、介護老人保健施設の療養室において、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

2 聖寿園は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供に努めるものとする。

3 聖寿園は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療機関又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 聖寿園指定介護予防短期入所療養介護
- (2) 所在地 群馬県太田市熊野町38-81

(利用定員)

第4条 指定介護予防短期入所療養介護の定員は、介護老人保健施設の入所定員に空床があった場合に利用可能とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 聖寿園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとし、介護老人保健施設との兼務とする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、聖寿園の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師 1名以上
医師は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努めるとともに、その病状に照らして、妥当適切な検査、投薬、注射、処置、指導等を行うものとする。
- (3) 薬剤師 0.33人以上
薬剤師は、医師の処方に基づき妥当適切な薬剤の調剤等を行うものとする。

(4) 看護・介護職員 34人以上

看護・介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもってその自立の支援と日常生活の充実に資するよう、看護及び医学的な管理の下における介護を行うものとする。

(5) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(6) 理学療法士又は作業療法士等 1人以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、その心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学・作業療法等その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士又は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、栄養ケア計画を作成し、適切な栄養状態の管理、食事相談、食事の提供を行うものとする。

栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な栄養状態の管理、食事相談、食事の提供を行うものとする。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、施設サービス計画を作成するとともに、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じその変更を行うものとする。

(9) 調理員、事務員、その他の従業者

管理者が必要と認めた員数を配置する。

(利用開始及び終了)

第6条 聖寿園は、指定介護予防短期入所療養介護約款及び重要事項説明書により、利用者又は家族等に対し内容の説明を行い、施設との契約に同意を得るものとする。

2 聖寿園は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行うものとする。

(契約の解除)

第7条 管理者は、利用者に次の事由が生じた場合は、利用者又は家族等に対しその事由を付して、契約の解除を通告するものとする。

(1) 利用者が事業の目的及び運営方針に著しく反する場合。

(2) 利用者が負担すべき費用を利用月の翌月末日（日曜日及び予め聖寿園が指定する休みに当たった場合は、その前日）迄に支払いが無かった場合は、支払期日以降の指定短期入所療養介護の利用契約を解除する。

(3) 更新・変更申請において要介護又は自立と認定された場合は、要支援認定期間の満了をもって契約を解除する。

(指定介護予防短期入所療養介護サービスの内容)

第8条 聖寿園指定介護予防短期入所療養介護に対するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 健康管理
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護計画の作成（概ね4日以上継続して利用する場合、介護予防サービス支援計画書に基づき作成）
- (3) 機能訓練
- (4) 看護及び医学的な管理の下における介護
- (5) 食事の提供
- (6) 相談及び援助
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎
- (9) 入浴
- (10) その他利用者に対する便宜の提供

(看護及び医学的管理の下における介護)

第9条 看護及び医学的管理の下における介護について次のとおり行うものとする。

- (1) 週2回以上の入浴又は清拭（1週間以内の利用は別途相談による）
- (2) 排泄の自立についての必要な援助
- (3) オムツ使用者に対する適切な援助
- (4) 離床、着替え、整容その他日常生活上の適切な介護

(褥瘡の発生防止)

第10条 聖寿園は、指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたり、褥瘡が発生しないように次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 1 褥瘡の発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防の為に計画を作成する
- 2 看護師等を褥瘡予防担当者とする。
- 3 委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し褥瘡対策に関する教育を行うものとする。

(食事の提供)

第11条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するものとする。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に考慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努めるものとする。
- 3 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により提供するものとする。

(記録の整備)

第12条 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年経過後の年度末をもって、焼却処分するものとする。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 具体的なサービス内容の記録
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の理由及び拘束時間、並びに心身の状況の記録、

- 拘束を解除する予定日
- (4) 苦情受付に関する記録
 - (5) 事故に関する記録

(利用料及びその他の費用の額)

第13条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるものの他、次に掲げるサービスの費用は、利用者から費用の支払いを受け実施する。

- (1) 食費（食材料費と調理費相当額）朝食650円 昼食650円 夕食650円
*介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額と実際に食した額の低いほうが自己負担となる。

- (2) 滞在費 多床室（光熱水費相当額） 日額 560円
従来型個室（室料と光熱水費相当額） 日額 1,760円

*介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額
*感染症や治療上の必要など、施設側の事情により30日以内の期間で個室への短期入所が必要であったり、著しい精神症状等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外の対応が不可能な者が従来型個室を利用する場合は、多床室での介護報酬を適用する。

- (3) 利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴う費用
一般棟における個室 日額 1,000円（税別）
2人室 日額 600円（税別）
 - (4) 利用者又は家族等の依頼により、利用者が使用した衣類等を施設で洗濯した場合の洗濯代 1回 750円（非課税）
 - (5) 出張理美容サービス（業者により異なる） 実費
 - (6) 教養娯楽費 利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費は実費徴収とする。
 - (7) 利用者が希望し、持ち込む電化製品の電気代 日額 50円（税別）
 - (8) 利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合は実費徴収とする。
 - (9) 死亡診断書料 6,000円（税別）
 - (10) 利用者又は家族の依頼により提供する日用品費 日額 300円（非課税）
 - (11) 入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料 1枚 500円（税別）
 - (12) 入所者又は家族の依頼により、施設から郵送する郵便物等の配送料 実費
 - (13) 入所者又は家族の依頼により提供するX線フィルム等のCD-Rコピー代 1枚 1,000円（税別）
 - (14) 家族等の依頼により行う死後処置料 30,000円（税別）
- 3 第1項並びに第2項の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供については予め利用者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第14条 介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があ

った場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができ、予め契約者及び身元保証人に同意を得るものとする

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約は解除するものとする。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により、第13条第2項（3）に定める利用料については別途相談に応じるものとする。

（通常の送迎の実施区域）

第15条 指定介護予防短期入所療養介護の入所及び退所にあたり、聖寿園が行う送迎の実施区域は、太田市・千代田町・邑楽町・大泉町・桐生市・伊勢崎市・栃木県足利市とする。

（利用中の他医療機関の受診）

- 第16条 聖寿園の医師は、利用者の病状から見て、聖寿園において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、併設病院（富士ヶ丘病院）その他適当な病院若しくは診療所への対診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
- 2 聖寿園の医師は、往診や通院に対して、当該医療機関の医師又は歯科医師との間で診療情報を相互に提供し、適切な診療を行うものとする。

（非常災害対策）

- 第17条 聖寿園は、非常災害に関する具体的計画をたてるものとし、非常災害に備え毎年2回の避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
 - 3 管理者は、防火管理者を選任し、防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
 - 4 災害が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
 - 5 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（指定介護予防短期入所療養介護サービスの質の評価）

第18条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（苦情等への対応）

第19条 管理者は、指定介護予防短期入所療養介護に関する利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付担当者を置き、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について苦情の申し出者に報告するものとする。

（個人情報の保護及び守秘義務）

第20条 聖寿園は、利用者及びその家族又支援者の個人情報について「個人情報の保護に

関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 2 聖寿園の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族及び他の従業者の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。このことについては、聖寿園を退職した後も同様とする。
- 3 利用者が、保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう、医療機関との情報提供を行う場合は予め同意を得るものとする。

(衛生管理)

- 第 21 条 管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 管理者は、感染症又は食中毒の発生及び蔓延の防止に努めるために、看護師等による委員会を設置し、おおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - 4 マニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 5 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 6 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 22 条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討する。
 - 3 管理者は、担当者を設置し事故発生防止の為に委員会及び研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(身体拘束の禁止)

- 第 23 条 聖寿園においては、指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者又は家族等の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、身体拘束解除予定日を記録しなければならない。
 - 3 身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (7) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催すると

- ともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (8) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。
 - (9) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(虐待の防止)

- 第 24 条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
 - 3 管理者は、従業者又は擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 4 管理者は、虐待の防止等のために、以下に掲げる事項を実施する。
- (9) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (10) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (11) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (12) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(地域との連携)

- 第 25 条 管理者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(施設利用にあたり利用者等が留意すべき事項)

- 第 26 条 利用者が、指定介護予防短期入所療養介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 介護予防短期入所療養介護計画に基づいてサービス利用すること。
 - (2) 健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。
 - (3) 利用者への面会に際しては、面会簿に所定の事項を記載すること。
 - (4) 利用中の喫煙及び飲酒は禁止するものとする。
 - (5)ライター、刃物類、はさみ等の持ち込みは禁止するものとする。
 - (6) 聖寿園で行う非常災害対策において、可能な限り協力するものとする。

(職員の質の確保)

- 第 27 条 聖寿園は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 聖寿園は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

- 第 28 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維

持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任を持って接遇すること。
- (2) 管理者が不在時で、急を要する事態が発生した場合は、事務部長又は看護師長が管理業務を臨時的に代行する。
- (3) 各部署は別添の組織図により構成される。

(その他運営に関する重要事項)

第 29 条 聖寿園は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

2 聖寿園は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は医療法人社団松嶺会と聖寿園の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 16 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 16 年 12 月 6 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成 24 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規程は平成２５年４月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は平成２５年９月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は平成２６年４月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は平成２７年４月１日より施行する。
附 則
- 1 この運営規程は平成２８年４月１日より運用する。
附 則
- 1 この運営規程は平成２９年２月１日より運用する。
附 則
- 1 この運営規程は平成２９年４月１日より運用する。
附 則
- 1 この運営規程は平成３０年４月１日より運用する。
附 則
- 1 この運営規程は平成３０年８月１日より運用する。
附 則
- 1 この改正規程は２０１９年４月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は２０１９年１０月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は２０２１年４月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は２０２２年１０月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は２０２４年４月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は２０２４年８月１日より施行する。
附 則
- 1 この改正規程は２０２５年８月１日より施行する。

第13条 別紙

聖寿園指定介護予防短期入所療養介護の利用料金表

◎介護保険給付サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払いいただく。

※下記基本料金は、別に厚生労働大臣が定める施設基準（「在宅復帰・在宅療養支援等指標」、「退所時指導等」「リハビリテーションマネジメント」「地域貢献活動」「充実したリハビリテーション」の5項目）を原則とし、算定要件を満たした場合は1「基本型」、要件を満たさない場合は2「その他型」とする。また月ごとに変更となる場合がある。

1. 基本料金（基本型）

1-1 自己負担額1割

〔一般棟 個室〕

区 分	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	5,790円	7,260円
2.うち、介護保険から給付される金額9割	5,211円	6,534円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）1割	579円	726円

〔一般棟 4人室・2人室〕

区 分	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	6,130円	7,740円
2.うち、介護保険から給付される金額9割	5,517円	6,966円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）1割	613円	774円

1-2 自己負担額2割

〔個室〕

区分	要介護1	要介護2
1.サービス利用料金	5,790円	7,260円
2.うち、介護保険から給付される金額8割	4,632円	5,808円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）2割	1,158円	1,452円

〔4人室・2人室〕

区分	要介護1	要介護2
1.サービス利用料金	6,130円	7,740円
2.うち、介護保険から給付される金額8割	4,904円	6,192円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）2割	1,226円	1,548円

1-3 自己負担額3割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2
1.サービス利用料金	5,790円	7,260円
2.うち、介護保険から給付される金額7割	4,053円	5,082円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）3割	1,737円	2,178円

〔４人室〕

区 分	要介護 1	要介護 2
1.サービス利用料金	6, 1 3 0円	7, 7 4 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	4, 2 9 1円	5, 4 1 8円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 3割	1, 8 3 9円	2, 3 2 2円

2. 基 本 料 金 （ そ の 他 型 ）

2－1 自己負担額 1割

〔一般棟 個 室〕

区 分	要支援 1	要支援 2
1.サービス利用料金	5, 6 6 0円	7, 1 1 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	5, 0 9 4円	6, 3 9 9円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 1割	5 6 6円	7 1 1円

〔一般棟 ４人室・２人室〕

区 分	要支援 1	要支援 2
1.サービス利用料金	6, 0 1 0円	7, 5 8 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	5, 4 0 9円	6, 8 2 2円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 1割	6 0 1円	7 5 8円

2－2 自己負担額 2割

〔一般棟 個 室〕

区分	要介護 1	要介護 2
1.サービス利用料金	5, 6 6 0円	7, 1 1 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	4, 5 2 8円	5, 6 8 8円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 2割	1, 1 3 2円	1, 4 2 2円

〔一般棟 ４人室・２人室〕

区分	要介護 1	要介護 2
1.サービス利用料金	6, 0 1 0円	7, 5 8 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	4, 8 0 8円	6, 0 6 4円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 2割	1, 2 0 2円	1, 5 1 6円

2－3 自己負担額 3割

〔一般棟 個 室〕

区 分	要介護 1	要介護 2
1.サービス利用料金	5, 6 6 0円	7, 1 1 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	3, 9 6 2円	4, 9 7 7円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 3割	1, 6 9 8円	2, 1 3 3円

〔一般棟 ４人室・２人室〕

区 分	要介護 1	要介護 2
1.サービス利用料金	6, 0 1 0円	7, 5 8 0円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	4, 2 0 7円	5, 3 0 6円
3.サービス利用に係る自己負担額（１－２） 3割	1, 8 0 3円	2, 2 7 4円

3. 加 算・減 算

※ 以下の加算項目に該当した場合は、上記 1. 基本料金に加算することとする。

〔加算〕

＊ 1 割負担の場合

加算名称	単位	利用料金	自己負担額 1 割
①夜勤職員配置加算	円／日	2 4 0 円	2 4 円
②個別リハビリ加算	円／日	2, 4 0 0 円	2 4 0 円
③認知症緊急短期入所受入加算（7 日）	円／日	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
④若年性認知症利用者受入加算	円／日	1, 2 0 0 円	1 2 0 円
⑤送迎加算（片道）	円／回	1, 8 4 0 円	1 8 4 円
⑥療養食加算	円／回	8 0 円	8 円
⑦認知症専門ケア加算Ⅰ	円／日	3 0 円	3 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	円／日	4 0 円	4 円
⑧口腔連携強化加算	円／月	5 0 0 円	5 0 円
⑨総合医学管理加算（7 日）	円／日	2, 7 5 0 円	2 7 5 円
⑩緊急時治療管理（月 3 日限度）	円／日	5, 1 8 0 円	5 1 8 円
⑪在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	円／日	5 1 0 円	5 1 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	円／日	5 1 0 円	5 1 円
⑫生産性向上推進体制加算Ⅰ	円／月	1 0 0 0 円	1 0 0 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	円／月	1 0 0 円	1 0 円
⑬サービス提供体制強化加算Ⅰ	円／日	2 2 0 円	2 2 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	円／日	1 8 0 円	1 8 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	円／日	6 0 円	6 円
⑭介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総合計額に 7.1% を乗じた額(1)		(1) の金額

〔減算〕

減算名称	単位	利用料金	自己負担額 1 割
④ 身体拘束廃止未実施減算	%／日		所定単位数の 1 %
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算	%／日		所定単位数の 1 %
⑥ 業務継続計画未策定減算	%／日		所定単位数の 1 %

＊自己負担割合が 2 割、3 割の場合、自己負担金額は 1 割負担の場合の 2 倍、3 倍となる。

＊上記基本料金と各種加算（該当するもの）の自己負担割合に応じた負担合計金額に、地域区分（太田市「7 級地」）の 1. 4 % を乗じた金額を加算した額が 1 日当たりの個人負担金。

各種加算・減算について

- *各種加算①は、基準を満たした夜勤職員が配置されている場合
- *各種加算②は、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者毎に個別リハビリ計画を作成し、計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリを実施した場合
- *各種加算③は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急に利用することが適切であると判断した方に対しサービスを行った場合
- *各種加算④は、若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合
- *各種加算⑥は、医師の指示により発行される食事箋で、糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・肝臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食該当者
- *各種加算⑦は、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者や認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者が規定数以上いる場合で、専門的な認知症ケアを行った場合に加算する。
- *各種加算⑧は、別に厚生労働大臣が定める基準（従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたり、歯科訪問診療料の算定実績のある歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていおり、(1)他のサービス事業所において口腔・栄養スクリーニング加算を算定しておらず、(2)歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定しておらず、(3)他のサービス事業所において口腔連携強化加算を算定していないこと。）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合。
- *各種加算⑨は、
 - 1 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと
 - 2 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること
 - 3 利用者の主治医に対して、利用者の同意を得て、診療状況等を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと
 - 1、2、3を、治療管理を目的として居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないサービス利用を行った場合
- *各種加算⑩は、利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合に、緊急の投薬・検査・注射・処置等を行った場合 連続する3日限度 1月に1回限度
- *各種加算⑪は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に届け出た場合に加算（基準については職員にお尋ねください）。
- *各種加算⑫は、生産性向上推進体制加算Ⅰ
 - 1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、及び事項の実施を定期的に確認していること
 - (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下、介護機器）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
 - (3) 職員の負担の軽減及び職務状況への配慮介護機器の定期的な点検
 - (3) 業務効率化及び質の向上並びに職員負担軽減を図るための職員研修
 - 2、1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること
 - 3 介護機器を複数種類活用していること
 - 4、1の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、検討を踏まえて必要な取り組みを実施し、及び取組の実施を定期的に確認すること。
 - 5 事業年度ごとに1、3及び4の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。生産性向上推進体制加算Ⅱ
 - 1を満たしていること及び、介護機器を活用していること並びに事業年度ごとに、介護機器を活用していることと1の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告していること
- *各種加算⑬は、サービス提供体制強化加算Ⅰ

介護職員のうち、介護福祉士が80%以上配置され、その内勤続年数十年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅲ

介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合、或いは介護・看護職員のうち常勤職員が75%以上配置されている場合、或いは、7年以上の勤続年数者が30%以上配置されている場合

*各種加算⑭は、(1) 介護職員等の賃金改善について、介護職員等処遇改善加算Ⅳ(4.4%)を算定した場合に算定が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は毎月の手当てに充て、介護福祉士であって経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善後の見込み額が四百四十万以上(理由によりこのかぎりではない)であること。

(2) (1)の賃金改善に関する介護職員等処遇改善計画を作成して全職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を理由がない限り(理由は知事に報告)は実施すること。

(4) 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。

(5) 労働基準法、労働者災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等に違反していないこと。

(6) 労働保険料の納付が適切に行われていること。

(7) 介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、要件について書面にて作成し全ての職員に周知し、介護職員資質向上支援の計画を策定し研修の機会を確保、又、それを全ての職員に周知し、介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給を判定する仕組みを設け、その仕組みについて書面にて作成し全ての職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る期間中に実施する処遇改善の内容と改善に要する費用見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の内容等についてインターネットの利用等適切な方法により公表していること。

(10) サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを届け出ており、本体介護老人保健施設が介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ていること。

上記要件の(1)から(9)までの基準に適合すること。

*各種減算①は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生省令第三十五号)第百九十一条第二項及び第三項に規定する基準(身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。)に適合していないこと。

*各種減算②は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生省令第三十五号)第百九十五条において準用する第五十三条の十の二に規定する基準(虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。措置を適切に実施するための担当者を置くこと。)に適合していないこと。

*各種減算③は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生省令第三十五号)第百九十五条において準用する第五十三条の二の二第一項に規定す

る基準（感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。）に適合していないこと。

◎介護保険負担限度額認定証の自己負担

サービス種類	利用料	減額対象者	内容等
食費	1, 9 5 0 円／日	① 300 円／日 ② 600 円／日 ③-① 1, 000 円／日 ③-② 1, 300 円／日	食材料費＋調理代 朝食 6 5 0 円 昼食 6 5 0 円 夕食 6 5 0 円
滞在費	5 6 0 円／日	① 0 円／日 ② 430 円／日 ③-①② 430 円／日	光熱水費相当 ●一般棟 4 人部屋・2 人部屋
	1, 7 6 0 円／日	① 550 円／日 ② 550 円／日 ③-①② 1,370 円／日	室料＋光熱水費相当 ●一般棟個室

＊食費と滞在費欄で減額対象者とは、以下の区分とする。

- ①は生活保護受給者又は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の老齢福祉年金受給者
- ②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 8 0 万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で 6 5 0 万円（夫婦で 1, 6 5 0 万円）未満の方。
- ③-①は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 8 0 万円超 1 2 0 万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で 5 5 0 万円（夫婦で 1, 5 5 0 万円）未満の方。
- ③-②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 1 2 0 万円超の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で 5 0 0 万円（夫婦で 1, 5 0 0 万円）未満の方。

＊医療については、当施設の医師が対応できる医療に関しては、介護保険給付サービスに含まれているが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、往診や入院・通院の対応となり、医療保険の自己負担金を別途負担していただく。

聖寿園指定介護予防短期入所療養介護利用約款

第1条（約款の目的）

聖寿園指定介護予防短期入所療養介護（以下「事業者」という。）は、要支援状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があるものを対象に、介護老人保健施設の療養室等において、指定介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、契約者及び契約者の身元保証人は、聖寿園に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

契約者が、指定介護予防短期入所療養介護利用契約書を当施設に提出したときから効力を有し、要支援認定期間までとする。要支援認定更新後も契約内容に変更がない場合は同じ条件で更新されるものとし、契約内容に変更が生じた場合には、新たに同意を得るものとします。

第3条（介護予防短期入所療養介護計画の決定及び変更）

- （1）事業者は、介護予防サービス計画に基づき、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- （2）介護予防短期入所療養介護計画は、計画担当介護支援専門員が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- （3）事業者は、計画担当介護支援専門員に定期的又は、契約者及びその家族等の要請に応じて、介護予防短期入所療養介護計画の変更の必要があるかどうか調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、計画を変更するものとします。
- （4）介護予防短期入所療養介護計画書は、書面により契約者又はその家族等に対して交付するものとします。

第4条（介護予防短期入所療養介護サービスの内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、聖寿園において契約者に対し看護・医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うものとします。

第5条（契約者が負担する利用料金）

事業者は、契約者及び身元保証人との合意に基づき以下に掲げるものについてサービスを提供し、その対価として重要事項説明書に定める金額の支払いを受けるものとします。

- （1）契約者の要支援認定によるサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額
- （2）滞在費（従来型個室は室料及び光熱水費相当額、多床室は光熱水費相当額）
- （3）食費（食材料費及び調理費相当額）
- （4）特別な室料（契約者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用）
- （5）洗濯代（契約者又は身元保証人の依頼により、契約者が使用した衣類等を施設洗濯した場合）
- （6）教養娯楽費（契約者の希望による、レクリエーションやクラブ活動を行った場合の材料費）
- （7）電気代（契約者が希望し、持ち込む電化製品の電気使用料）
- （8）理美容代（契約者又は身元保証人の依頼により理・美容師が行うサービスの費用）
- （9）他科受診料（契約者又は身元保証人の了解を得て、聖寿園の医師が依頼して他の医療機関を受診する場合の医療保険一部負担）

- (10) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用）
- (11) 契約者が希望して購読する新聞・書籍代
- (12) 診断書料
- (13) 日用品費（契約者又は身元保証人の依頼により提供する日用品の費用）
- (14) 領収書の再発行手数料（入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料）
- (15) 郵便物配送料（入所者又は家族の依頼により施設から郵送する郵便物等の配送料）
- (16) X線フィルム等の CD-R コピー代（入所者又は家族の依頼による CD-R コピー代）
- (17) 死後処置料（身元保証人の依頼により処置を行った場合）

第6条（利用料金の変更）

介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明し同意を得るものとします。

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解除となります。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により前条（4）に定める利用料については、別途相談に応じます。

第7条（利用料金の支払い）

契約者及び身元保証人は、連帯して約款に基づき個別に利用したサービス等の提供に伴う費用を支払う義務があります。

- 2 第5条1項から9項は利用月末締めで計算し、翌月の10日～20日迄に聖寿園窓口において直接支払うことを原則とします。
- 3 聖寿園は、契約者又は身元保証人から支払いを受けたときは、支払者に対し領収証を発行します。

第8条（身体拘束の禁止）

聖寿園は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身元保証人の同意を得て行い、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、拘束せざるを得ない理由を診療録に記載します。

第9条（虐待の防止）

聖寿園は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、虐待の防止に関する責任者を選定し、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者又は擁護者等により虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第10条（個人情報の保護及び守秘義務）

聖寿園の従業者は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に洩らしません。又聖寿園を退職した後も同様の扱いとします。但し、次の各号についての情報提供は、契約者及び身元保証人に予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス及びその他保健医療・福祉サービスを円滑に利用するに当たり、市町村、居宅介護支援事業者、サービス事業者等への情報の提供を行います。但し情報提供について同意されない場合は、サービスが円滑に利用できないことがあります。
- (2) 職員のサービスの質の向上のための研究会での事例研究発表。尚、この場合個人が特定

されないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項は、契約終了後も同様の扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

聖寿園の医師は、契約者に対し医学的判断により、併設医療機関又は協力歯科医療機関等の診療を依頼又は紹介することがあります。

- 2 前項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、身元保証人若しくはその家族に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情の対応）

契約者及び身元保証人等は、聖寿園が提供する介護保険サービスに対して、要望及び苦情がある場合、苦情受付担当者に申し出るか、事務所カウンターに設置のご意見箱に管理者宛の文書を投函することができます。

第 13 条（事業者の損害賠償責任）

聖寿園は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 14 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

聖寿園の管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討します。
- 3 聖寿園管理者は、事故発生防止の為に委員会を設置し研修を行うものとします。
- 4 聖寿園管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（契約の終了及び解除）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求しないものとします。

2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は契約を終了又は解除するものとします。

- (1) 契約者が、死亡した場合
- (2) 要支援認定の更新により自立又は要介護と認定された場合
- (3) 契約者又は身元保証人が利用料を請求月末までに支払わなかった場合
- (4) 事業の目的や運営方針に著しく反した場合
- (5) 契約者は、聖寿園従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が生じた場合

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

聖寿園指定介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 法人名 医療法人社団松嶺会
- (2) 事業所名 聖寿園 指定介護予防短期入所療養介護
- (3) 所在地 群馬県太田市熊野町38-81
- (4) 電話番号 0276-22-1170
- (5) FAX 0276-25-4562
- (6) 代表者 理事長
- (7) 管理者
- (8) 開設年月日 昭和63年8月1日
- (9) 介護保険事業指定番号 1050580016

2. 事業の目的

居宅要支援者について、短期間入所し介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護・医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行います。

3. 運営方針

- ①聖寿園は、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要なりハビリテーションを行うことにより、機能の回復・維持を図ります。
- ②聖寿園は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③聖寿園は、明るく家庭的な雰囲気を心がけ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

4. 療養室定員 入所定員に空きがある場合にご利用できます。

一般棟 (50床) 個室…2室、2人室…4室、4人室…10室

5. 職員配置基準

	入所定員 1 0 0 名		業務内容
医師	1 以上		医学的管理及び指導業務
看護職員	9 以上	夜勤 5	医学的管理のもと行われる看護及び介護業務
介護職員	2 5 以上		施設内での日常生活の介護
理学・作業療法士等	1 以上		心身のリハビリテーション
支援相談員	1 以上		利用者の生活相談
管理栄養士	1 以上		栄養指導、栄養マネジメント
薬剤師	0 . 3 3 以上		薬の処方に関する指導等
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画作成
事務職員	必要数		請求事務及び設備管理等
調理員	必要数		調理業務
その他	必要数		衛生業務、介護補助等

*入所定員に空きがある場合にご利用可能なため、職員は入所との兼務となる。

6. サービス内容

- ① 健康管理・・・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ② リハビリテーション・・・理学療法士、作業療法士等により、集団及び個別にリハビリを行います。
- ③ 食事・・・自立支援のため、離床して食堂でのお食事を原則と致します。
朝食 8:00～ 8:30
昼食 12:00～12:30 ※病状等により医師の指示による
夕食 18:00～18:30 療養食を提供します。
- ④ 入浴・・・一般浴槽を使用し最低週2回入浴できます。
※身体の状態により入浴できないときは、清拭を行います。
- ⑤ 排泄・・・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑥ その他自立支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・生活リズムを大切にし、普段着への更衣を促していきます。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
- ⑦ 送迎（実施区域・・・太田市、千代田町、邑楽町、大泉町、桐生市、伊勢崎市、足利市）
- ⑧ ご契約者様又はご家族様の希望により施設で行う衣類の洗濯
- ⑨ ご契約者様又はご家族様の希望により理美容師による出張理美容サービスの取次ぎ
- ⑩ 教養・娯楽

7. 利用料金（別紙一覧表）

- ① 介護保険 1割負担から3割負担（各利用者の自己負担割合によります。）
- ② 介護保険給付以外の利用料……食費、滞在費、特別な室料、特別な食事、教養娯楽費、持ち込み電化製品の電気代、洗濯代、日用品費等
 - *食費、滞在費の負担は、負担限度額認定証の対象となる方は、記載された金額となるため、認定証のある方は、必ず聖寿園事務所窓口へ提示してください。

8. 利用料金の支払い

請求書締め日・・・利用月末締め

支払い日・・・利用月翌月の10日～20日迄

日曜日、祝祭日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く

支払い受付時間・・・午前9：00～午後1：00

又は午後2：00～午後5：00

支払い方法・・・聖寿園受付窓口まで

現金にてお支払い下さい。

9. 併設医療機関

富士ヶ丘病院 内科・リハビリテーション科・麻酔科
太田市熊野町38-81

協力介護老人保健施設

医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 金山
群馬県太田市東金井町1856-18

協力特定施設

医療法人社団松嶺会 介護付高齢者住宅 松寿園
太田市熊野町38-81

協力特定施設

医療法人社団松嶺会 介護付有料老人ホーム 桜の里
太田市熊野町38-75

10. ご利用にあたっての留意事項

【ご面会】

午前9：00～午後7：00

- *ご面会の方は、各階のセンター備え付けの面会簿にご記入下さい。
- *泥酔状態でのご面会や、他の利用者様に迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- *食事制限や、嚥下状態により食べ物の差し入れを制限させていただくことがありますので、各階の職員にご確認ください。
- *インフルエンザ、コロナ、感染性胃腸炎等の流行が懸念される場合には、利用者の健康維持を考慮して面会制限を実施することがあります。面会制限を実施する場合には掲示等によりお知らせいたします。

【外出・外泊】

必ず医師の許可を得てください。尚、外出中に他の医療機関を受診したり入院することはできません。 緊急やむを得ない場合も、必ず聖寿園に連絡をしてください。

【火気等の持ち込み】

入所される方は、ライター・発火物及び刃物類の持ち込みを禁止します。

【設備・備品】

施設内の設備、備品等は独占しないよう皆さんで大切にご利用ください。

【所持品等】

施設への持ち込みは、必要最低限の生活用品とし、必ず記名してください。
ご利用者様が管理する金銭及び貴重品の紛失・破損は施設として一切の責任を負いかねます。

【宗教・政治活動】

施設内での一切の宗教・政治活動を禁止します。

【ペットの持ち込み】

施設内へのペットの持ち込みを禁止します。

【その他】

職員へのお心付けは遠慮させていただいております。

【非常災害対策】

◎防災設備…スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台

◎防災訓練…年2回

ご利用者様にも、避難訓練にご協力をお願いしております。

【ご契約解除】

請求月の月末（日曜日及び聖寿園が指定する休みにあたった場合はその前日）迄にお支払いがない場合は、支払期限の翌月以降の契約を解除させていただきます、
契約解除後も支払い義務は発生します。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

◎第三者評価の実施はありません。

1 2. 苦情の受付 月～金 9:00～17:00

◎聖寿園苦情解決責任者
苦情解決委員

管理者
看護主任
介護主任
リハビリ担当職員
支援相談員
介護支援専門員

※電話での受付は、0276-22-1170へ

※事務所カウンター横の苦情受付箱への投函も受け付けます。

公共機関の苦情受付窓口

◎太田市役所介護サービス課 電話0276-47-1938

◎千代田町役場住民福祉課 電話0276-86-7000

◎邑楽町役場福祉介護課 電話0276-47-5021

◎大泉町役場高齢介護課 電話0276-62-2121

◎桐生市役所健康長寿課 電話0277-46-1111

◎伊勢崎市役所介護保険課 電話0270-27-2743

◎足利市役所元気高齢課 電話0284-20-2136

各月～金 8:30～17:15

◎群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険推進課 電話027-290-1376

◎栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 電話028-643-2220

月～金 8:30～17:00

1 3. 個人情報保護

◎個人情報保護法に基づき、聖寿園では次のとおり情報の利用目的を特定します。

【介護の提供に必要な利用目的】

(介護関係事業者内部での利用に係る事例)

◆聖寿園が提供する介護サービス

◆介護保険事務

◆利用者に係る聖寿園の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者のサービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う事例)

◆当該利用者の退所により、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービス事業所との連携

◆その他の業務委託

◆家族等への心身の状況説明

◆審査支払機関へのレセプト提出

◆審査支払機関、保険者、居宅介護支援事業所からの照会への回答

◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(聖寿園の管理運営業務)

◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◆聖寿園で行われる看護・介護・リハビリ等の実習への協力

◆法人内部での症例研究（個人が特定されないように配慮します）

1 4. 聖寿園指定介護予防短期入所療養介護の利用料金表（運営規定参照）